平成26年度

# 杉並区環境白書

資料編



# 目 次

1	地玛	は温暖化対策の推進
	(1) I	ニネルギー消費量
	1	エネルギー消費量の推移・・・・・・・・・・・・・・・ 1
		上酸化炭素排出量
	1	二酸化炭素排出量の推移・・・・・・・・・・・・・・・・2
	(3) 地	対温暖化対策の実施
	1	住宅用太陽光発電システム機器の設置費補助実績 ・・・・・・・ 3
	2	マイバッグ等持参率 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	3	レジ袋年間使用実績 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	4	レジ袋削減取組内容別一覧 ・・・・・・・・・・・・・・ 3
2	洁块	帚・リサイクル
_		一般廃棄物処理
	1	ごみ量の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	2	ごみ量年度別比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	3	家庭ごみの処理施設年間搬入量・・・・・・・・・・・・・ 5
	4	区民一人1日あたりのごみ排出量・・・・・・・・・・・・ 5
	5	廃棄物処理手数料実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	6	動物死体収集実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	7	し尿収集量及び戸数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	8	浄化槽戸数 ・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	9	ふれあい収集対象件数 ・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	10	集積所数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	11	カラスネット配布状況 ・・・・・・・・・・・・・・・7
	12	折りたたみ式収集ボックスの配布状況・・・・・・・・・・・7
	13	<ul><li>不法投棄件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
	(2) j	資源回収 
	1	資源分別回収事業回収量・・・・・・・・・・・・・・8
	2	古布拠点回収実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3	ペットボトルの回収量・・・・・・・・・・・・・・・・8
	4	集団回収実施団体品目別回収量・報奨金額 ・・・・・・・・・ 8
	5	集団回収量と集団回収団体数・・・・・・・・・・・・・・・・9
	6	資源回収率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
	U	SWH.V.T

(3)	こみ・貧源の処理にかかる経費
1	ごみ・資源の処理にかかる経費と収入・・・・・・・・・・10
(4)	ごみの排出者に対する指導
1	大規模建築物対象件数及び指導件数 ・・・・・・・・・・10
(5)	リサイクルの推進
1	不用品情報コーナー利用実績 ・・・・・・・・・・・・10
2	大型家具販売利用実績 ・・・・・・・・・・・・・・11
3	講座・講習会の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・11
4	フリーマーケットの実施 ・・・・・・・・・・・・・11
5	かんきょうアイデア展の開催 ・・・・・・・・・・・・11
(6)	一般廃棄物処理業
1	一般廃棄物処理業者数及び排出事業者数 ・・・・・・・・・12
2	平成 25 年度一般廃棄物処理実績 ・・・・・・・・・・・12
o 4	ㅁ죠吡
3 公	害の防止
(1)	大気汚染
1	測定室設置場所・測定室別測定項目 ・・・・・・・・・・13
2	平成 25 年度の測定室の環境基準適合状況 ・・・・・・・・・14
3	大気汚染常時測定の測定結果 ・・・・・・・・・・・・16
4	二酸化窒素の月別変化(月平均値) ・・・・・・・・・・17
5	大気汚染物質の経年変化(年平均値)・・・・・・・・・・・17
6	大気汚染に係る環境基準及び基準項目の特性 ・・・・・・・・19
7	窒素酸化物連続測定結果(期間平均値) ・・・・・・・・・・21
8	二酸化窒素簡易測定結果 ・・・・・・・・・・・・・・23
9	自動車排出ガス測定地点 ・・・・・・・・・・・・・・23
10	平成 25 年の光化学スモッグ注意報発令状況 ・・・・・・・・25
11	光化学スモッグ注意報発令回数の経年変化 ・・・・・・・・25
12	光化学スモッグによると思われる被害届者数 ・・・・・・・・26
13	光化学スモッグ緊急時基準及び措置 ・・・・・・・・・・26
14	雨水の pH 最小値の経年変化 ・・・・・・・・・・・・・27
15	平成 25 年度酸性雨調査結果 ・・・・・・・・・・・・27
10	. , , - 1 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 /
(2)	交通騒音・振動・交通量
1	交通騒音・交通量の評価区間及び調査地点 ・・・・・・・・28
2	騒音調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
3	交通量・走行速度調査結果・・・・・・・・・・・・・・31
4	面的評価結果概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・32
	Part 1 A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

5	主な幹線道路における騒音の環境基準・要請限度の達成状況・・・・・33
6	青梅街道道路交通騒音常時測定結果 ・・・・・・・・・・33
7	中央自動車道・放射五号線道路交通騒音常時測定結果 ・・・・・・33
8	道路交通騒音測定結果・・・・・・・・・・・・・・34
9	道路交通振動測定結果 ・・・・・・・・・・・・・・35
10	環状七号線年度別測定結果(騒音・振動)・・・・・・・・・36
11	環状八号線年度別測定結果(騒音・振動) ・・・・・・・・36
12	道路交通騒音・振動測定地点 ・・・・・・・・・・・37
13	騒音のめやす・・・・・・・・・・・・・・・38
14	振動のめやす ・・・・・・・・・・・・・・・38
15	騒音に係る環境基準・・・・・・・・・・・・・・・39
16	自動車騒音に係る要請限度 ・・・・・・・・・・・・40
17	道路交通振動に係る要請限度 ・・・・・・・・・・・41
18	鉄道騒音・振動測定結果・・・・・・・・・・・・・・42
(3)河	[川水質
1	生活環境の保全に関する環境基準(河川) ・・・・・・・・・43
2	河川の主要測定項目調査結果 ・・・・・・・・・・・・・44
3	池の主要測定項目調査結果 ・・・・・・・・・・・・・44
4	河川水質調査地点 ・・・・・・・・・・・・・・・・45
5	神田川―乙女橋での BOD の経年変化 ・・・・・・・・・45
(4) T	· 担。 古 类 担
	場・事業場 ※工統理化学物質は甲島然和生津担用数
1	適正管理化学物質使用量等報告書提出数・・・・・・・・・・46
2	適正管理化学物質使用量等・・・・・・・・・・・・・・46
3	土壌汚染状況調査報告書等の提出状況・・・・・・・・・・47
4	地下水揚水量経年変化 ・・・・・・・・・・・・47 アスベスト除去工事施工計画届出数 ・・・・・・・・47
5 C	
6	特定建設作業実施届出数(種類別)の年度別推移・・・・・・・48
7	工場等の年度別推移・・・・・・・・・・・・・・・48
(5) 公	害の苦情
1	発生源別苦情受付件数の年度別推移 ・・・・・・・・・49
2	現象別苦情件数割合の年度別推移 ・・・・・・・・・・49
3	苦情の年度別・発生源別・受付・処理数 ・・・・・・・・50
4	苦情の月別受付件数・・・・・・・・・・・・・・・50
(6) ダ	・ ・イオキシン類対策
1	大気ダイオキシン類調査結果(7日間連続採取)・・・・・・・51
2	大気中のダイオキシン類濃度経年変化 ・・・・・・・・51
3	河川ダイオキシン類調査結果(水質)・・・・・・・・・51

	(7	)放	<b>放射線対策</b>
		1	定点8箇所空間放射線量率・・・・・・・・・・・・52
		2	定点3箇所空間放射線量率・・・・・・・・・・・・52
4	i	緑化	と推進・自然環境の保全
	(1	) 7	ょどりの現状
		1	緑被率の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・53
		2	地域・ゾーン別緑被率 ・・・・・・・・・・・・・53
		3	公園の整備状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・54
	(2	)綺	緑化の推進
		1	樹木保険の内容・・・・・・・・・・・・・・・・55
		2	保護指定実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
		3	公共施設保護指定状況 ・・・・・・・・・・・・・・55
		4	保護樹木等指定解除理由 ・・・・・・・・・・・・・・56
		5	緑化指導の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・57
		6	寄付樹木実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
		7	市民緑地「いこいの森」開設状況 ・・・・・・・・・57
		8	苗木配布実績・・・・・・・・・・・・・・・・・58
		9	苗木育成委託状況 ・・・・・・・・・・・・・・58
		10	区営苗圃状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・58
		11	接道部緑化助成状況 ・・・・・・・・・・・・・・58
		12	屋上壁面緑化助成 ・・・・・・・・・・・・・・59
		13	学校・公共施設の緑化 ・・・・・・・・・・・・・59
		14	みどりの育成協定の指定状況 ・・・・・・・・・・・62
		15	緑地協定の内容・・・・・・・・・・・・・・・・62
		16	緑地協定認可状況 ・・・・・・・・・・・・・・・62
		17	みどりの新聞「みどりとひと」の発行 ・・・・・・・・・62
		18	みどりのイベント等の開催・・・・・・・・・・・・63
		19	みどりの講座実施内容・・・・・・・・・・・・・・63
		20	みどりの相談所相談件数・・・・・・・・・・・・・・63
		21	みどりの基金積立実績・・・・・・・・・・・・・・・63
	(3	) 🖹	目然環境の保全
		1	自然観察会の開催状況 ・・・・・・・・・・・・・・64
		2	会報「すぎなみのまちと自然」発行状況 ・・・・・・・・・64
5	;	世野	竟美化
_			現実に 環境美化の推進
	` '	1	あき地・あき家等に関する相談件数、除草機具貸出の実績 ・・・・・65
		2	地域清掃活動参加団体・参加者数 ・・・・・・・・・・・65

(2) ねずみ等の防除  1 ねずみ駆除の相談指導実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) <b>浸水家屋等の消毒</b> 1 浸水家屋等消毒の実績・・・・・・・・・・・・・・・66
<ul><li>(4) 吸い殻の散乱状況</li><li>1 吸い殻の散乱状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67</li></ul>
(5) <b>歩行喫煙者調査</b> 1 歩行喫煙者調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・68
環境行政年表 ◇ • · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

# 1 地球温暖化対策の推進

## (1)エネルギー消費量

<第1-1-1表>杉並区エネルギー消費量の推移

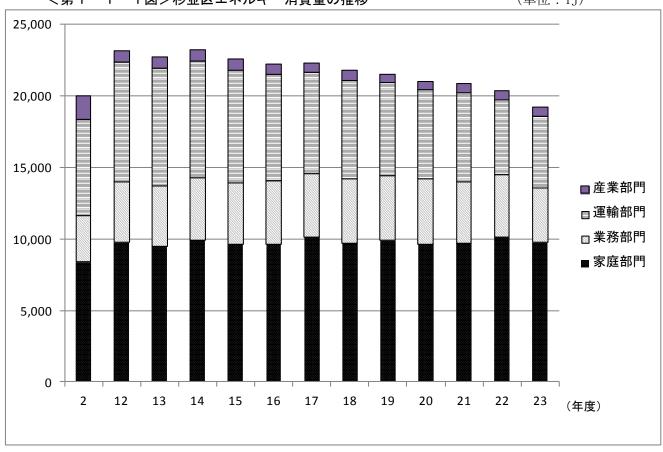
(単位:TJ)

年度	消費量計	家庭部門	業務部門	運輸部門	産業部門
2	20, 001	8, 421	3, 192	6, 761	1, 628
12	23, 208	9, 768	4, 236	8, 398	806
13	22, 741	9, 528	4, 191	8, 216	805
14	23, 239	9, 946	4, 364	8, 183	745
15	22, 589	9, 660	4, 280	7, 886	763
16	22, 230	9, 665	4, 419	7, 455	691
17	22, 284	10, 156	4, 449	7, 049	629
18	21, 789	9, 735	4, 460	6, 916	679
19	21, 546	9, 911	4, 504	6, 516	615
20	21, 061	9, 655	4, 560	6, 246	600
21	20, 886	9, 748	4, 251	6, 231	656
22	20, 411	10, 167	4, 345	5, 230	668
23	19, 248	9, 765	3, 840	5, 019	624

※端数処理により、消費量計は各数値の合計と一致しない場合があります。

<第1-1-1図>杉並区エネルギー消費量の推移

(単位:TJ)



#### (2) 二酸化炭素排出量

<第1-2-1表>杉並区二酸化炭素排出量の推移

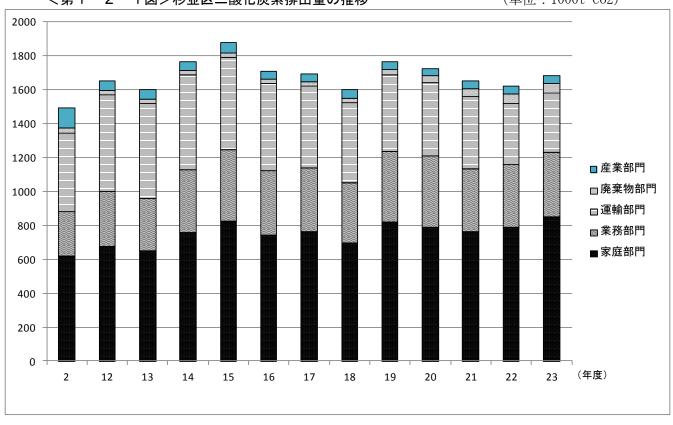
(単位:1000t-C02)

年度	排出量計	家庭部門	業務部門	運輸部門	廃棄物部門	産業部門
2	1, 492	620	263	464	27	119
12	1,654	679	322	570	25	58
13	1,600	650	311	557	25	57
14	1, 766	757	372	560	24	55
15	1,877	824	423	547	26	58
16	1,711	746	379	511	25	50
17	1,693	766	373	483	25	46
18	1,600	698	354	471	29	48
19	1, 766	821	418	451	31	45
20	1,726	788	423	431	40	44
21	1,653	763	370	427	45	47
22	1,623	790	371	360	55	48
23	1,682	851	379	352	55	46

※端数処理により、排出量計は各数値の合計と一致しない場合があります。

<第1-2-1図>杉並区二酸化炭素排出量の推移

(単位:1000t-C02)



## (3) 地球温暖化対策の実施

<第1-3-1表> 住宅用太陽光発電システム機器の設置費補助実績

年度	補助内容	補助件数	太陽光発電普及率
21	5万円×最大出力数(kw)(上限 15万円)	133	0.6%
22		339	1.1%
23	4 万円×最大出力数(k w)(上限 12 万円)	344	1.5%
24		514	2.2%
25		305	2.6%

※太陽光発電普及率:杉並区助成設置件数/杉並区内戸建住宅数

#### <第1-3-2表>マイバッグ等持参率

へ第1 0 2枚/マイバフノ寺団参平								
事	F業所区分		マイバック持	上段:条例対象+条例対象外 下段:条例対象事業所のみ				
		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度		
スーバ	パーマーケット	67.0% (56.4%)	64.3% (35.0%)	67.4% (38.9%)	68.5% (41.1%)	66.7% (32.6%)		
コンビニエンスストア		28.1% (28.1%)	28.5% (28.3%)	26.9% (26.7%)	27.1% (26.8%)	26.0% (25.8%)		
そ	の他	58.9% (42.3%)	54.5% (34.0%)	56.2% (36.5%)	56.4% (24.0%)	58.1% (38.4%)		
全	体	38.5% (33.3%)	38.8% (29.2%)	37.9% (28.1%)	38.1% (28.2%)	39.9% (31.0%)		

#### <第1-3-3表>レジ袋年間使用実績

<u> </u>									
区分等 業種	年間レジ袋使用枚数(枚)			上段:条例対象+条例対象外 下段:条例対象事業所のみ					
<b>未</b> 性	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度				
スーパーマーケット	29,289,968	31,536,185	28,368,388	28,354,236	23,102,817				
	(26,882,586)	(22,391,737)	(19,840,435)	(20,123,075)	(10,736,983)				
コンビニエンスストア	55,547,950	53,166,130	54,702,687	54,543,100	57,015,837				
	(55,547,950)	(52,634,630)	(54,393,200)	(54,178,600)	(56,626,337)				
その他	3,446,151	3,276,559	2,833,066	2,556,845	2,182,290				
	(2,763,106)	(2,412,657)	(2,006,673)	(1,674,000)	(1,512,962)				
合計	88,284,069	87,978,874	85,904,141	85,454,181	82,300,944				
	(85,193,642)	(77,439,024)	(76,240,308)	(75,975,675)	(68,876,282)				

#### <第1-3-4表>平成25年度 レジ袋削減取組内容別一覧

区分等	対象事業所数	取組	区分	条例対象+条例対象外 ()内は条例対象事業所のみ		
<b></b>		有料化	キャッシュバック	ポイント制	声かけ等	
スーパーマーケット	61 (17)	42 (0)	5(5)	8 (6)	6 (6)	
コンビニエンスストア	186 (185)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	186 (185)	
その他	11 (6)	3 (0)	2(0)	0 (0)	6 (6)	
合計	258 (208)	45 (0)	7 (5)	8 (6)	198(197)	

#### 2 清掃・リサイクル

#### (1)一般廃棄物処理

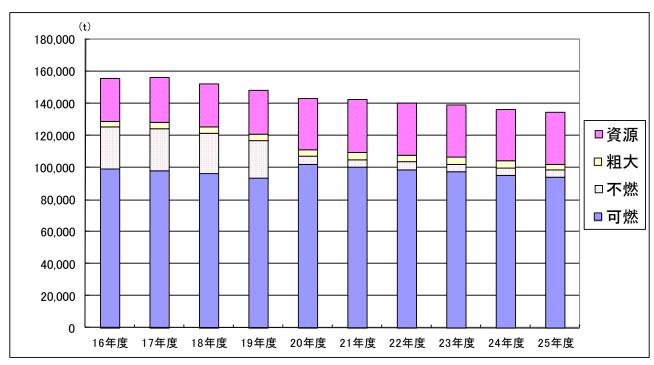
<第2-1-1表>ごみ量の推移

(単位:t)

年度	総	:量			区収集			持込
十 没	_	前年度比	可燃	不燃	粗大	資源	計	行込
16	172,602	96.7%	98,866	26,320	3,482	26,880	155,548	17,054
17	173,756	100.7%	97,882	26,516	3,875	27,728	156,001	17,755
18	170,170	97.9%	96,029	25,594	3,796	27,005	152,423	17,747
19	165,509	97.3%	93,399	23,499	3,700	27,491	148,089	17,420
20	172,135	104.0%	101,887	5,000	4,041	32,371	143,299	28,836
21	168,770	98.0%	100,313	4,669	4,212	33,170	142,364	26,407
22	167,214	99.1%	98,620	4,915	4,258	32,634	140,427	26,787
23	164,685	98.5%	97,306	4,808	4,375	32,464	138,954	25,731
24	162,485	98.7%	95,234	4,509	4,425	32,372	136,540	25,945
25	160,201	98.6%	94,002	4,330	3,783	32,684	134,799	25,402

<sup>※ 「</sup>持込」とは、排出者から委託を受けた廃棄物処理業者等が清掃工場へ持ち込んだごみをいう。持込量は、19 年度までは23 区総量をマニフェスト実績により按分した。20 年度からは、算定方法を変更し、収集量実績となった。

#### <第2-1-1図>区収集ごみ・資源量の推移



※20年4月から、ごみ・資源の分別方法を変更したことにより、20年度から不燃ごみが大幅に減少

<sup>※ 「</sup>資源」とは、杉並区が回収した古紙・びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装をいう。

<sup>※</sup> 資料:東京二十三区清掃一部事務組合「清掃事業年報」等

<sup>※</sup> 端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合があります。

#### <第2-1-2表>ごみ量年度別比較

(単位: t)

年度	可燃ごみ	対前年比	不燃ごみ	対前年比	粗大ごみ	対前年比
21	100,313	98.5%	4,669	93.4%	4,212	104.2%
22	98,620	98.3%	4,915	105.3%	4,258	101.1%
23	97,306	98.7%	4,808	97.8%	4,375	102.7%
24	95,234	97.9%	4,509	93.8%	4,425	101.1%
25	94,002	98.7%	4,330	96.0%	3,783	85.5%

<sup>※</sup>資源回収量については、P8参照

#### <第2-1-3表>家庭ごみの処理施設年間搬入量

(単位: t)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
搬入量	109,193	107,793	106,490	104,168	102,115

※ 数値は<第2-1-1表>の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの区収集ごみ量計である。端数処理により、合計値と 一致しない場合がある。

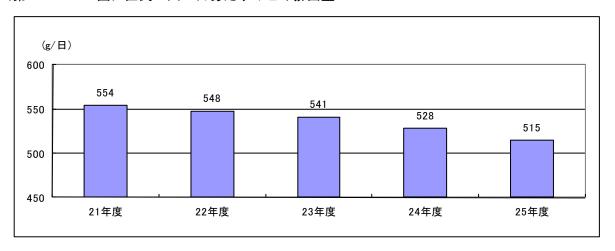
#### <第2-1-4表>区民一人1日あたりのごみ排出量

		/	→ \
(田小	•	or /	H
(単位		g/	日)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
搬出量	554	548	541	528	515

<sup>※</sup> 年間ごみ量(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)÷人口÷365 日

#### <第2-1-2図>区民一人1日あたりのごみ排出量



#### <第2-1-5表> 廃棄物処理手数料実績

(単位:円)

年度		ごみ処理券		ごみ処理券	<b>∧</b> ⊋I.
	粗大ごみ	事業系ごみ	計	以外	合計
21	159,526,200	179,984,221	339,510,421	5,423,975	344,934,396
22	167,909,000	176,738,679	344,647,679	4,797,850	349,445,529
23	179,614,200	169,471,023	349,085,223	4,076,963	353,162,186
24	187,955,100	172,520,539	360,475,639	3,447,585	363,923,224
25	201,417,700	182,519,105	383,936,805	3,931,719	387,868,524

<sup>※「</sup>ごみ処理券以外」とは、納入通知書による手数料徴収である。

<sup>※</sup>取扱所数は平成26年3月31日現在数である。

#### <第2-1-6表> 動物死体収集実績

左曲		種類別(単	単位:頭) 回収先(単位:件			
年度	総数	犬	猫	その他	家庭	都道・区道等
21	1,146	86	781	279	675	466
22	1,235	87	802	346	742	493
23	1,364	101	876	387	869	495
24	1,151	62	708	381	650	501
25	1,073	81	690	302	625	448

<sup>※</sup> 処理件数には、免除、減額となったものを含んでいる。

#### <第2-1-7表> し尿収集量及び戸数

(単位:kℓ、戸)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
収集量	101	72	50	52	44
戸数	49	46	39	38	34

<sup>※</sup> 戸数は、各年度末現在である。

#### <第2-1-8表> 浄化槽戸数

(単位:戸)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
戸数	5	5	4	4	4

<sup>※</sup> 戸数は、各年度末現在である。

#### <第2-1-9表> ふれあい収集対象件数

(単位:件)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
件数	999	1,064	1,035	1,342	1,411

<sup>※</sup> 件数は、各年度末現在である。

**<第2-1-10表> 集積所数** (単位:箇所)

年	可燃・不燃ごみ	資源物
22	26,800	26,000
23	28,714	28,000
24	30,756	30,000
25	32,925	32,000
26	34,780	34,000

<sup>※</sup> 各年4月1日現在である。

#### <第2-1-11表> カラスネット配布状況

(単位:枚)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
配布数	1,584	1,269	1,062	1,122	933

#### <第2-1-12表> 折りたたみ式収集ボックスの配布状況

(単位:個)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
配布数	1,769	966	885	1,068	1,466

# <第2-1-13表> 不法投棄件数

(単位:件)

年度	全体数	家電四品目	家電四品目	内訳			
午及	主体剱	以外の数	の数	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
21	1,739	1,495	244	7	159	45	33
22	2,285	1,899	386	2	272	63	49
23	2,386	1,904	482	4	369	65	44
24	3,121	2,805	316	2	226	58	30
25	2,578	2,413	165	0	129	20	16

<sup>※</sup> 衣類乾燥機は、洗濯機に含む。

<sup>※</sup> 資源物の集積所は、可燃・不燃ごみ集積所を兼ねる。

#### (2) 資源回収

#### <第2-2-1表> 資源分別回収事業回収量

(単位: t)

年度	缶	びん	古紙	プラスチック製 容器包装	合計
21	2,169	5,359	19,196	4,573	31,297
22	2,207	5,369	18,634	4,485	30,694
23	2,177	5,402	18,345	4,393	30,317
24	2,133	5,343	18,267	4,537	30,280
25	2,068	5,407	18,651	4,452	30,578

<sup>※</sup> 端数処理のため、合計とは一致しない。

#### <第2-2-2表> 古布拠点回収実績

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
拠点数	10ヵ所	10ヵ所	10ヵ所	10 ヵ所	10ヵ所
回収量 (kg)	103,269 (11,781)	113,547 (7,602)	113,241	111,849	96,102

<sup>※</sup> 古布拠点回収は集団回収団体が実施。

# **<第2-2-3表> ペットボトルの回収量** (単位: t)

年度	拠点回収	集積所回収	合計
21	439	1,434	1,872
22	447	1,493	1,940
23	398	1,748	2,147
24	384	1,706	2,090
25	347	1,759	2,106

<sup>※ 「</sup>拠点回収」とは、コンビニエンスストアやスーパーマーケットの店頭等から、杉並区が回収するものである。

#### **<第2-2-4表> 集団回収実施団体品目別回収量・報奨金額** (単位: kg、円)

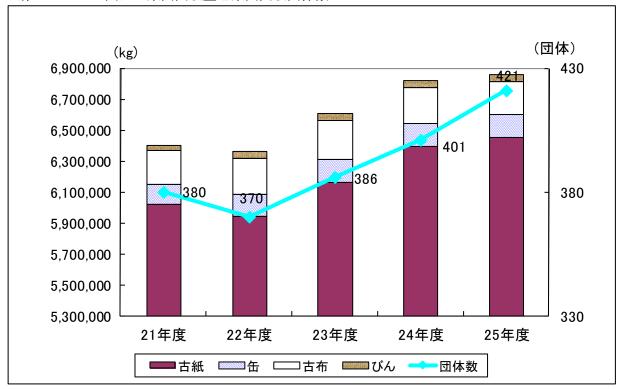
品目	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
新聞	3,478,050	3,315,234	3,325,207	3,531,537	3,591,172
雑誌	1,742,462	1,794,382	1,882,514	1,911,857	1,933,069
段ボール	779,019	812,338	931,456	926,845	908,344
紙パック	21,758	21,735	20,864	17,874	15,326
その他紙類	400	2,618	5,590	9,772	9,350
アルミ缶	97,591	104,257	105,819	105,664	103,811
スチール缶	30,344	35,485	40,784	41,154	44,252
古布	218,636	235,346	251,081	233,297	210,007
びん	38,104	42,579	46,477	46,407	44,399
計	6,406,364	6,363,974	6,609,792	6,824,407	6,859,730
報奨金	38,438,184	38,183,844	39,658,752	40,946,442	41,158,380

<sup>※ 「</sup>報奨金」は、kg あたり6円である。

<sup>※ ( )</sup> 内は外数で、永福和泉地域区民センター分。平成22年11月より集団回収団体が実施。

<sup>※</sup> 端数処理のため、合計とは一致しない。

<第2-2-1図> 集団回収量と集団回収団体数



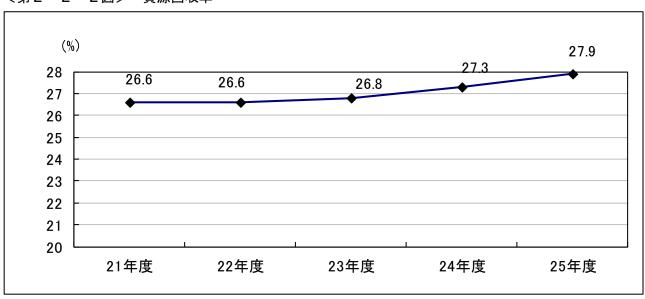
<第2-2-5表> 資源回収率

(単位:%)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
リサイクル率	26.6	26.6	26.8	27.3	27.9

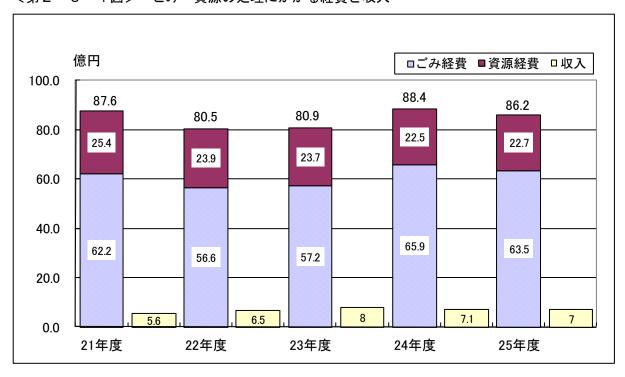
※〔(区資源回収量+集団回収量)÷(家庭ごみ量+区資源回収量+集団回収量)〕×100

<第2-2-2図> 資源回収率



#### (3) ごみ・資源の処理にかかる経費

<第2-3-1図> ごみ・資源の処理にかかる経費と収入



#### (4) ごみの排出者に対する指導

<第2-4-1表> 大規模建築物対象件数及び指導件数

(単位:件)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
対象件数	396	397	507	511	513
立入指導件数	93	37	73	57	71

<sup>※</sup> 大規模建築物とは、延床面積 1,000 ㎡以上の事業系建築物のことである。

#### (5) リサイクルの推進

**<第2-5-1表> 不用品情報コーナー利用実績(リサイクルひろば高井戸)**(単位:件)

年度	新規	登録	紹介	成立	
+段	ゆずる	ほしい	ボロン		
21	277	326	209	112	
22	256	223	110	61	
23	372	337	206	120	
24	273	284	172	109	
25	345	341	239	166	

#### <第2-5-2表> 大型家具販売利用実績(リサイクルひろば高井戸)

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
	件数(件)	2,804	2,732	2,789	2,748	2,766
家具等販売	月平均(件)	233.7	227.7	232.4	229.0	230.5
	金 額(円)	8,259,220	8,036,310	8,027,900	7,640,550	7,620,680

## <第2-5-3表> 講座・講習会の実施(リサイクルひろば高井戸・あんさんぶる荻窪)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
実施回数	188 回	141 回	149 回	147 回	145 回
参加人数	4,265 人	2,482 人	2,394 人	1,958 人	1,876 人

#### 〈第2-5-4表〉 フリーマーケットの実施(リサイクルひろば高井戸・あんさんぶる荻窪)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
日数	34	34	34	34	34
出店数	525	504	499	504	504

#### <第2-5-5表> かんきょうアイデア展の開催

会場	開催期間	来場者数
リサイクルひろば高井戸	平成 25 年 10 月 18 日 (金) ~10 月 22 日 (火)	160 人
あんさんぶる荻窪	平成 25 年 10 月 25 日 (金) ~11 月 4 日 (月)	349 人

	<b>_</b>		
	レポート部門	35 名	35 点
応募点数	リサイクル作品部門	90名	90 点
心券尽数	自然の恵み部門	6名	6 点
	計	131 名	131 点
	区長賞	1名	
	教育長賞	1名	
	理事長賞	1名	
	曲は何で賞	1名	
主会,土	ほのぼの楽しい	1名	
表彰者	粋で豊かに暮らし	1名	
	無限の宇宙が見え	1名	
	継続は力で賞	1名	
	美味しかったで	1名	
	将来は科学者で	1名	

#### (6)一般廃棄物処理業

#### **<第2-6-1表> 一般廃棄物処理業者数及び排出事業者数**(平成26年3月末現在)

収集運搬業	処分業	排出事業者		
256	1	3,739		

<sup>※</sup> 排出事業者数は、収集・運搬業者が取扱っている数。

#### <第2-6-2表> 平成25年度一般廃棄物処理実績

(単位: t)

	汚でい	汚でい以外
指定処理施設	126.90	24,366.01
自己施設・民間施設	431.8	1,760.81

<sup>※</sup> 一般廃棄物収集運搬業者が処理した実績。

汚でい以外…23区内清掃工場、中防不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破砕処理施設

<sup>※</sup> 指定処理施設とは、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する次の施設。 汚でい…品川清掃作業所

# 3 公害の防止

#### (1) 大気汚染



<第3-1-1表> 区の測定室別測定項目

			採気口				涯	則定項	目			
	測定室名	測定室名 所在地		$SO_2$	NO <sub>X</sub>	O <sub>X</sub>	СО	SPM	NM HC	PM 2.5	気象	騒音
	区役所前	杉並区役所 杉並区阿佐谷南1-15-1	4.0	0	0	0	0	0			0	0
区施設	富士見丘	区立富士見丘小学校 杉並区上高井戸 2-16-13	16.0	0	0	0	0	0	0		0	0
	高円寺	清掃事業所 杉並区高円寺南 2-36-31	4.0		0		0	0			0	
	久我山 〈機器単体〉	岩通ガーデン 杉並区久我山 1-6	2.0		0							

参考 都の測定室別測定項目(都の測定項目は平成24年度のもの)

						-	-				
都施	杉並区 久我山	区備蓄倉庫隣 杉並区久我山 5-36-17	4.2	0	0		0	0	0	0	
設	早稲田通り 下井草	区立中瀬中学校 杉並区下井草 4-3-29	4.4	$\bigcirc$			0				

SO<sub>2</sub>:二酸化硫黄 NO<sub>x</sub>:窒素酸化物 O<sub>x</sub>:光化学オキシダント CO:一酸化炭素 SPM:浮遊粒子状物質 NMHC: 非メタン炭化水素 PM2.5: 微小粒子状物質

# **<第3-1-2表> 平成25年度の測定室の環境基準適合状況** (○:達成 ×:非達成)

※都施設については、平成24年度の状況・数値

	測定室名	測定室に面し た幹線道路	二酸(SC	上硫黄 D <sub>2</sub> )	二酸化 窒素 (NO <sub>2</sub> )		比炭素 O)	光化学 オキシ ダント (Ox)	物	立子状 質 PM)	微小料 物 (PM	質
			短期	長期	長期	短期	長期	短期	短期	長期	短期	長期
	区役所前	青梅街道	0	0	0	0	0	×	0	0		_
区施	富士見丘	放射5号線	0	0	0	0	0	×	0	0		_
設	高円寺	環状七号線	_		0	0	0	_	0	0		_
	久我山	_	_	1	0	_	-	_	l	_	ı	
都施	杉並区久我山	_	_		0		_	×	0	0	0	0
設 ※	早稲田通り下井草	早稲田通り	_	_	0	_	_	_	0	0		_

# 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

				環境基準				
	測定室名	測定室に面した幹線道路	外机丛中	1 1	1時間値が環 境基準を超 えた時間数	2%除外值 ppm	年度 平均値 ppm	
区施	区役所前		1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、	0	0	0.002	0.001	
設	富士見丘		かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	0	0	0.004	0.002	

# 二酸化窒素(NO2)

	測定室名	測定室に面し た幹線道路		環境基準の適否を判定 する値 98%値 ppm	年度平均値 ppm
	区役所前	月 1世1月1旦	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm	0.047	0.028
区施	富士見丘	放射 5 号線	までのゾーン内、または	0.044	0.023
設	高円寺	環状七号線	それ以下であること。	0.054	0.028
	久我山	_		0.038	0.017
都施	杉並区久我山	_		0.036	0.017
設 ※	早稲田通り 下井草	早稲田通り		0.042	0.023

# 一酸化炭素(CO)

		測定室に面した幹線道路		環境基準	年度		
	測定室名			環境基準を	8 時間平均値 が環境基準を 超えた回数	2%除外值 ppm	平均値 ppm
区	区役所前	日伊闪坦	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、	0	0	0.8	0.4
施	富士見丘	放射 5 号線	かつ、1時間値の8時間 平均値が 20ppm 以下で あること。		0	0.6	0.3
設	高円寺			0	0	0.7	0.4

# 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

	測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	環境基準の適否を判定する値 1時間値が環境基準を超えた 時間数	年度平均値 ppm
区施	区役所前	日伊因坦	1時間値が 0.06ppm 以下 であること。	329	0.025
池 設	富士見丘			516	0.031
都施設※	杉並区久我山	_		360	0.031

# 浮遊粒子状物質 (SPM)

				環境基準	の適否を判定す	する値			
	測定室名	測定室に面した幹線道路		環境基準を	1時間値が 環境基準を超 えた時間数	2%除外值 mg/m <sup>3</sup>	年度 平均値 mg/m³		
区	区役所前	14 1.4 1.4	1時間値の1日平均値	=	0	0.064	0.021		
施	富士見丘	11/1/11 O . 2 ///	が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下で	•	0	0.057	0.023		
設	高円寺	環状七号線	あり、かつ、1時間値	U	0	0.057	0.020		
都坎	杉並区久我山	_	が 0.20mg/㎡以下で あること。	0	0	0.054	0.024		
施 設 ※	早稲田通り 下井草	早稲田通り		0	0	0.048	0.023		

# 微小粒子状物質 (PM2.5)

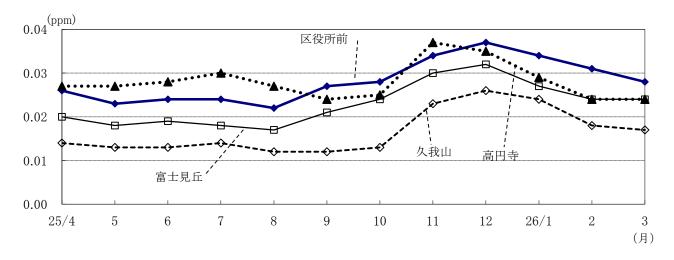
	测学宝女	Мид		環境基準の適否	を判定する値	年度
	測定室名	た幹線道路		1日平均値が環境 基準を超えた日数	98%値 μg/m³	平均値 μg/m³
都施設※	杉並区 久我山		1時間値の1年平均値が 15 $\mu$ g/m $^3$ 以下であり、かつ、 1時間値の1日平均値が 35 $\mu$ g/m $^3$ 以下であること。		35.0	15.0

# <第3-1-3表> 大気汚染常時測定の測定結果

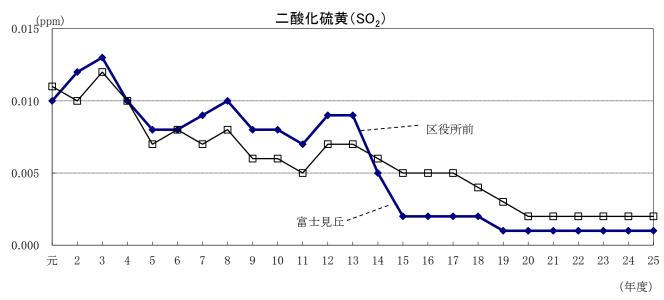
項目別月平均値 単位:ppm 浮遊粒子状物質のみmg/m³

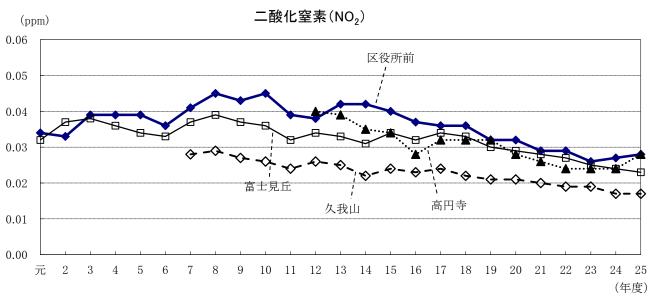
スロがカーや値 単位・ppm 存近位すべ物員のか鳴/m										·mg/ m				
項目	月測定室名	25/4	5	6	7	8	9	10	11	12	26/1	2	3	25年度 平均値
	区役所前	0. 026	0. 023	0. 024	0. 024	0. 022	0. 027	0. 028	0.034	0. 037	0.034	0. 031	0. 028	0. 028
二酸化窒素	富士見丘	0. 020	0.018	0.019	0.018	0. 017	0.021	0.024	0.030	0. 032	0.027	0.024	0.024	0. 023
一敗旧至米	高円寺	0. 027	0. 027	0. 028	0. 030	0. 027	0.024	0. 025	0. 037	0. 035	0. 029	0.024	0. 024	0. 028
	久我山	0.014	0. 013	0. 013	0.014	0.012	0.012	0. 013	0. 023	0.026	0.024	0.018	0.017	0.017
	区役所前	0.009	0.008	0.010	0.007	0.008	0.015	0. 023	0.030	0. 037	0. 033	0.019	0.012	0. 018
一酸化窒素	富士見丘	0.007	0.006	0.007	0.006	0.007	0.010	0.017	0.024	0. 031	0.026	0.015	0.011	0.014
RX 18 EXX	高円寺	0.008	0.006	0.009	0.012	0.008	0.008	0.009	0. 023	0. 025	0. 025	0.013	0.010	0.013
	久我山	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.003	0.009	0.014	0.015	0.005	0.003	0.005
二酸化硫黄	区役所前	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001
	富士見丘	0.001	0.002	0.001	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002
	区役所前	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4
一酸化炭素	富士見丘	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
	高円寺	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3	0.4
光化学	区役所前	0.040	0.040	0. 026	0. 032	0. 033	0. 025	0.021	0.017	0. 011	0.013	0.017	0. 027	0. 025
オキシダント	富士見丘	0.043	0.044	0. 038	0.050	0.042	0. 032	0.024	0.017	0. 014	0.017	0. 023	0. 031	0.031
	区役所前	0. 016	0.018	0. 021	0.034	0. 038	0.019	0.015	0.019	0. 015	0.017	0.020	0. 020	0.021
浮遊粒子状 物質	富士見丘	0. 025	0. 025	0.021	0. 037	0. 032	0. 021	0.019	0.022	0. 017	0.018	0.022	0. 020	0. 023
	高円寺	0.013	0.012	0.022	0. 033	0.034	0.020	0.013	0.018	0. 015	0.018	0.021	0.020	0.020
全炭化水素	富士見丘	2.07	2. 14	2. 02	2.05	2.06	2.00	2.04	2. 15	2. 18	2. 28	2. 27	2. 11	2. 12
非メタン 炭化水素	富士見丘	0. 15	0. 14	0. 12	0. 18	0. 17	0. 12	0. 14	0. 18	0. 20	0.18	0. 15	0. 15	0. 16

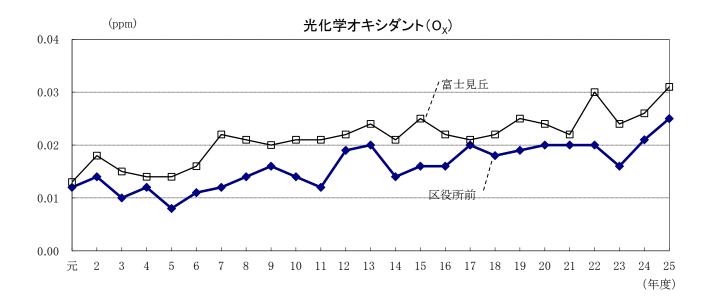
#### <第3-1-2図> 二酸化窒素の月別変化(月平均値)

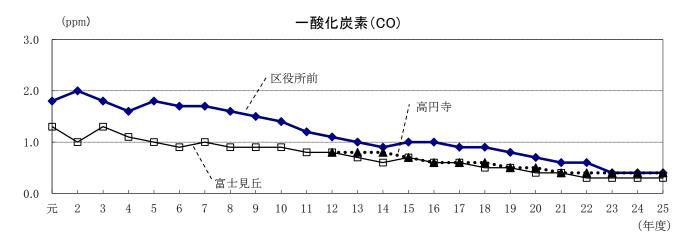


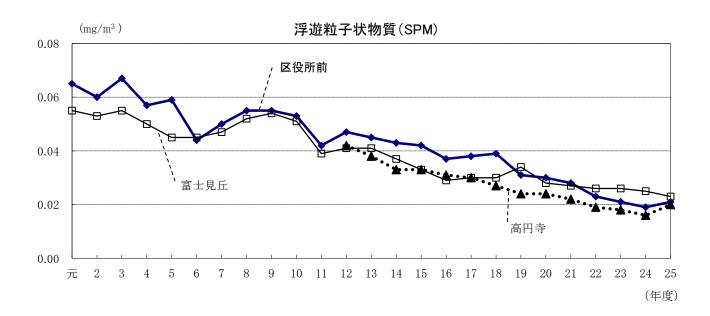
<第3-1-3図> 大気汚染物質の経年変化(年平均値)











<第3-1-4表> 大気汚染に係る環境基準及び基準項目の特性

○ 第3-1-4衣>  人丸汚栄に依る環境基準及び基準項目の特性 「頂」日											
項目	環境基準	主な発生源	健康への影響								
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、 1時間値が 0.1ppm 以下であ ること。	石油や石炭などに含まれている硫黄分が燃焼して発生します。大部分がビルや工場などから排出されます。	呼吸器系疾患の原因となります。								
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm まで のゾーン内又はそれ以下で あること。	燃料に含まれる窒素分が燃 焼するときやその時の高温 で空気中の窒素ガスが酸化 されて発生します。	呼吸器系疾患の原因となります。								
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、 1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	不完全燃焼にともない発生 します。主に自動車から排出 されます。	血液中のヘモグロビンと 結びつき、体内組織への酸 素の供給を妨げて、中枢末 端神経の麻痺や機能障害 を起こします。								
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下で あること。	窒素酸化物や非メタン炭化 水素が太陽光線で光化学反 応を起こして二次的に生成 される酸化性物質。主な物質 はオゾンです。	目や喉の粘膜を刺激します。								
浮遊粒子状 物質	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下であり、か つ、1時間値が 0.20mg/m³以 下であること。	大気中に長期間浮遊している微粒子で、粒径が10μm以下のものです。工場からの媒塵や粉塵、ディーゼルの黒煙、土ぼこりなど多種多様です。	気管支や肺胞まで進入し て呼吸器系疾患の原因と なります。								
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m³以 下であること。	ベンゼン製造施設、コークス 炉、ガソリンなどの貯蔵・供 給施設、自動車などです。	大量に吸入すると急性中 毒を起こし、頭痛、めまい、 吐き気などがあらわれ、死 亡することがあります。								
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m³以下 であること。	金属製品の洗浄剤、溶剤、低 温用溶媒などに用いられて います。このうち、約8割が 金属製品の洗浄剤として使 用されています。	頭痛、吐き気、麻酔作用、 肝臓障害をもたらし、発ガン物質である可能性が高 いといわれています。								
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m³以下 であること。	ドライクリーニング用洗浄 剤、金属製品洗浄剤として広 く用いられています。	頭痛、めまい、肝臓障害を もたらし、発ガン性の疑い もあります。								
ジクロロ メタン	1年平均値 0.15mg/m³以下 であること。	金属製品の洗浄剤、脱脂用溶 剤、塗料のはく離剤などに用 いられています。	中枢神経に対する麻酔作用があり、高濃度の吸収で精巣毒性の可能性。 マウスへの発ガン性有。								
微小粒子状 物質 (PM2.5)	1年平均値 15 μ g/m³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μ g/m³ 以下であること。	大気中に浮遊する粒径 2.5 μ m 以下の粒子状物質です。自動車、工場の排気ガスのほか、土壌、海塩など自然由来も含みます。	肺の奥まで吸入されるので、呼吸器疾患、循環器疾患及び肺ガンに影響を与えます。								

#### <環境基準による大気汚染の評価について>

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価がある。

環境庁の通達では、二酸化硫黄\*1、一酸化炭素\*1、浮遊粒子状物質\*1について短期的評価と長期的評価の二つの方法がある。二酸化窒素\*2については長期的評価、光化学オキシダント\*1については短期的評価が定められている。

一般に、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については健康に慢性影響を及ぼすことから長期 的評価が、一酸化炭素、光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使わ れている。

#### 1 短期的評価

測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

#### 2 長期的評価

(1) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。

#### (2) 二酸化窒素の場合

年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの(98%値)を、環境基準(0.06ppm)と比較して評価する。 (1)、(2)とも年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価することができない。〕

- ※1 昭和48年6月12日付環大企143号「大気汚染に係る環境基準について」
- ※2 昭和53年7月17日付環大企262号「二酸化窒素に係る環境基準の改正について」

#### ◇自動車排出ガス測定

#### <第3-1-5表> 窒素酸化物連続測定結果(期間平均値)

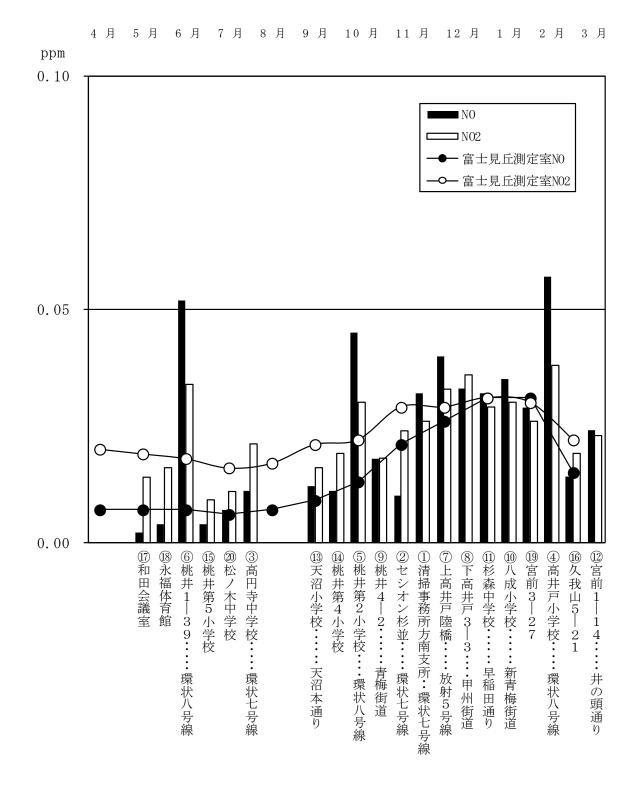
単位:ppm

		測定項目		二酸化	七窒素 (	NC	) 2)		一酸化窒素(NO)			
調査地点に面した			期間	日平均	1時間	を、	06ppm こえ	*2 富士見丘 測定室の	期間	日平均	1時間	*2 富士見丘 測定室の
幹線道路	調査地点	調査期間	平均値	最大値	最大値	割食	1 C	測定値	平均値	最大値	最大値	測定値
	①清掃事務所方南支所	25. 10. 15~25. 11. 5	0. 026	0.042	0.068	0	0.0	0. 029	0.032	0.058	0. 152	0.021
環状七号線	②セシオン杉並	25.10.15~25.11. 5	0.024	0. 038	0.051	0	0.0	0. 029	0.010	0.017	0.053	0.021
	③高円寺中学校	25. 6.18~25. 7. 9	0.021	0. 032	0.059	0	0.0	0.016	0.011	0.019	0.068	0.006
	④高井戸小学校	26. 1. 7~26. 1.28	0.038	0.051	0.098	0	0.0	0.030	0.057	0. 109	0. 211	0.031
環状八号線	⑤桃井第2小学校	25. 9.24~25.10.15	0.030	0.049	0.075	0	0.0	0.022	0.045	0.087	0. 227	0.013
	⑥桃井1一39	25. 5.28~25. 6.18	0.034	0.049	0.078	0	0.0	0.018	0.052	0.094	0. 259	0.007
放射 5 号線	⑦上高井戸陸橋	25.11. 5~25.11.26	0.033	0.045	0.068	0	0.0	0.029	0.040	0.094	0.341	0.026
甲州街道	⑧下高井戸3一3	25.11. 5~25.11.26	0.036	0.051	0. 118	0	0.0	0.029	0. 033	0.081	0. 215	0.026
青梅街道	⑨桃井4一2	25. 9.24~25.10.15	0.018	0.024	0.048	0	0.0	0.022	0.018	0.031	0. 105	0.013
新青梅街道	⑩八成小学校	25. 11. 26~25. 12. 17	0.030	0.043	0.066	0	0.0	0.031	0. 035	0.067	0. 218	0.031
早稲田通り	⑪杉森中学校	25. 11. 26~25. 12. 17	0. 029	0.045	0.072	0	0.0	0.031	0.032	0.059	0. 163	0.031
井の頭通り	⑫宮前1—14	26. 1.28~26. 2.18	0.023	0. 039	0.058	0	0.0	0.022	0.024	0.062	0. 204	0.015
天沼本通り	⑬天沼小学校	25. 9. 3~25. 9.24	0.016	0. 028	0.043	0	0.0	0.021	0.012	0.018	0. 055	0.009
	⑭桃井第4小学校	25. 9. 3~25. 9.24	0.019	0.030	0.051	0	0.0	0.021	0.011	0.018	0.062	0.009
	⑮桃井第5小学校	25. 5.28~25. 6.18	0.009	0.017	0.034	0	0.0	0.018	0.004	0.009	0. 035	0.007
	⑥久我山5—21	26. 1.28~26. 2.18	0.019	0. 032	0.054	0	0.0	0.022	0.014	0.040	0. 101	0.015
その他	⑪和田会議室	25. 5. 7~25. 5.28	0.014	0. 030	0.048	0	0.0	0.019	0.002	0.008	0. 051	0.007
	⑧永福体育館	25. 5. 7~25. 5.28	0.016	0. 032	0.052	0	0.0	0.019	0.004	0.011	0. 057	0.007
	⑲宮前3—27	26. 1. 7~26. 1.28	0. 026	0.046	0.091	0	0.0	0.030	0. 029	0.088	0. 189	0.031
	②松ノ木中学校	25. 6.18~25. 7. 9	0.011	0.019	0.048	0	0.0	0.016	0.007	0.011	0. 030	0.006

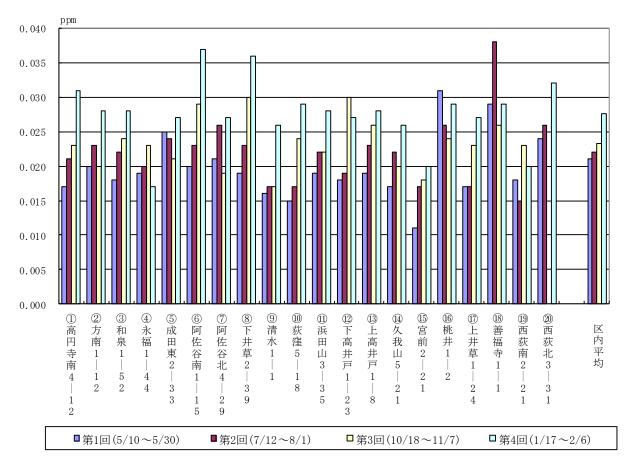
<sup>\*1 0.06</sup>ppmをこえた日と割合:割合(%)=0.06ppmをこえた日数÷調査期間日数

<sup>\*2</sup> 富士見丘測定室の測定値:同じ期間の富士見丘測定室(地上16mで採気)の期間平均値

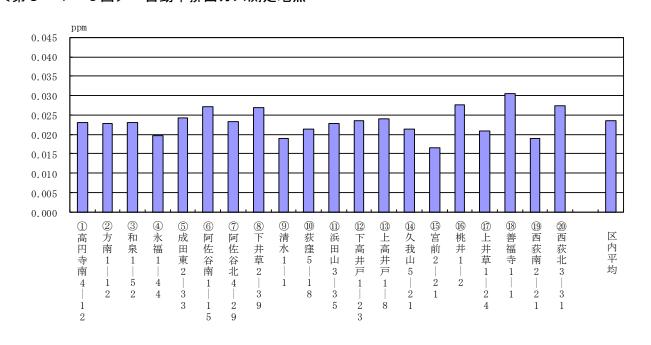
#### <第3-1-4図> 窒素酸化物連続測定結果(期間平均値:平成25年度)

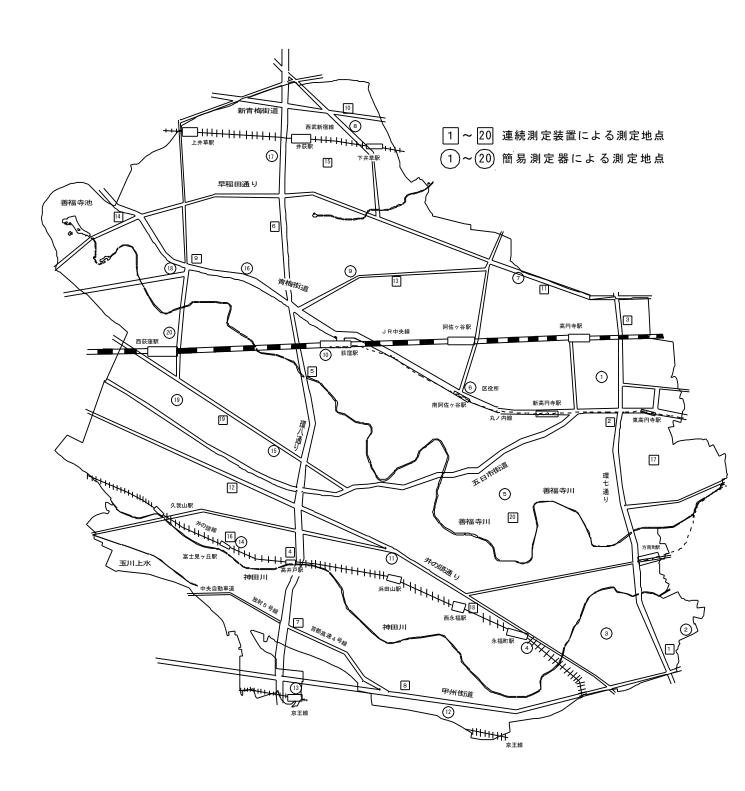


<第3-1-5図> 二酸化窒素簡易測定結果 平成25年度二酸化窒素簡易測定調査結果



# 平成25年度二酸化窒素簡易調査平均値 <第3-1-6図> 自動車排出ガス測定地点





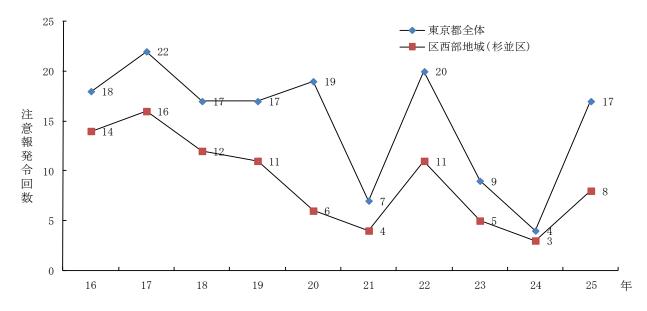
#### ◇光化学スモッグ

<第3-1-6表> 平成25年の光化学スモッグ注意報発令状況(杉並区は区西部地域に属す)

発令回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
月日 地域	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/21	7/23
区東部		0			0	0			
区北部	0	0	0		0				
区西部		0	0		0				
区南部		0	0						
多摩北部	0	0	0	0	0				0
多摩中部	0	0	0	0	0	0		0	
多摩西部	0	0	0	0	0				
多摩南部	0	0	0	0	0	0	0	0	
オキシダント最高濃度 (ppm)	0.170	0. 188	0. 176	0. 158	0. 158	0. 168	0. 137	0. 130	0. 126

発令回数	10	11	12	13	14	15	16	17
月日 地域	7/28	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/14	8/30
区東部				0	0			
区北部		0		0				
区西部	0	0		0	0		0	
区南部	0	0		0	0			
多摩北部		0	0	0	0		0	
多摩中部		0		0	0		0	
多摩西部				0		0		0
多摩南部				0		0		
オキシダント最高濃度 (ppm)	0. 133	0. 144	0. 123	0. 197	0. 180	0. 143	0. 151	0. 132

#### <第3-1-7図> 光化学スモッグ注意報発令回数の経年変化



(注1) 警報は昭和49年・50年に各1回発令

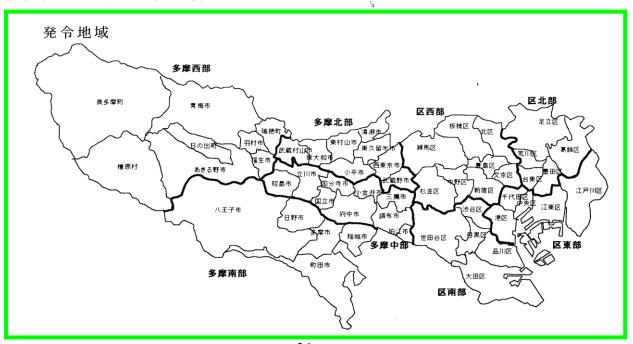
**<第3-1-7表> 光化学スモッグによると思われる被害届者数** (単位:人)

. 第5 - 1 - 7 教 / 九1	しナヘ		1-6	<b>⊘</b> ⊂ №	11716		四日3	XX		(+	14. ・ ノ	
地域    年	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
杉並区			16	2								2
区西部 (杉並区を除く)	56		39	6								
区東部		1	90									
区北部	153		1		2							
区南部			1									
多摩北部	69	11	12	48								
多摩中部	56								12			
多摩西部												
多摩南部	76			191			94		6			
合計	410	12	159	247	2	0	94	0	18	0	0	2

<第3-1-8表> 光化学スモッグ緊急時基準及び措置

					措置	
段階	当 地	域	発令の基準	緊急時協力 工場・事業場	自動車等	一般
子 幸	全	域	高濃度汚染が予想されるとき(気象条件から)	燃料使用量の削減協力 要請	不要不急の自動 車等を使用しな いよう協力要請	○ばい煙排出 者に対し、自 主規制を協
注意幸		東部	オキシダント濃度 0.12ppm 以上(1 時間値)	通常の燃料使用量より 20%程度削減勧告	当該地域を通過 しないよう協力	力要請 ○屋外になる
警幸	区区	北部西部	オキシダント濃度 0.24ppm 以上(1 時間値)	通常の燃料使用量より 40%程度削減勧告	要請	べく出ない ○屋外運動は さし控える
重大緊急報	_	南 部 季北部	オキシダント濃度 0.40ppm 以上(1 時間値)	通常の燃料使用量より 20%程度削減命令	都公安委員会に 対し、措置をとる べく要請	○被害のあっ た時は、保健 所に届け出
学校情報	多	奪西部 奪南部	<提供基準> オキシダント濃度 0.10ppm 以上(1 時間値)	-	-	ある。 る

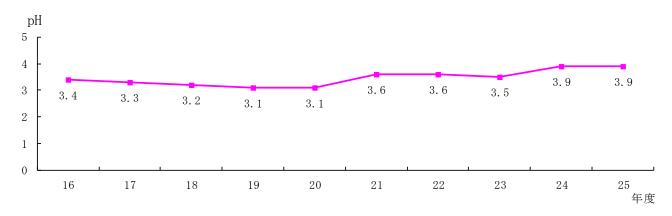
#### 光化学スモッグ発令地域の区分



#### ◇酸性雨

降雨自動測定装置で降雨 0.5mm 毎に pH を測定し、0.5mm 毎の降雨強度が 15mm/時以下の降雨のpH を以下に示す。

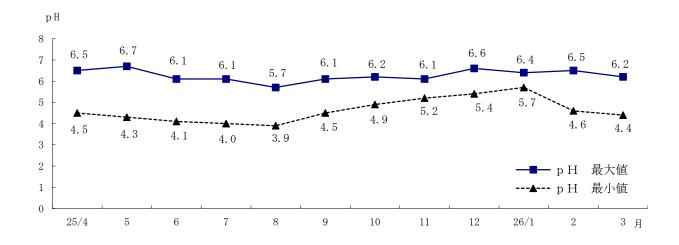
<第3-1-8図> 雨水の pH 最小値の経年変化



<第3-1-9表> 平成25年度 酸性雨調査結果

項目		25/4	5	6	7	8	9	10	11	12	26/1	2	3
рН	最大値	6. 5	6. 7	6. 1	6. 1	5. 7	6. 1	6. 2	6. 1	6.6	6. 4	6. 5	6. 2
рН	最小值	4. 5	4. 3	4. 1	4.0	3.9	4. 5	4. 9	5. 2	5. 4	5. 7	4.6	4.4
降水量	(mm)	241.0	45.0	137.0	108.0	144. 0	243.0	308. 5	10.5	50.0	19.5	130. 5	112.5

#### <第3-1-9図> 平成25年度 酸性雨調査結果



#### (2) 交通騒音・振動・交通量

#### ◇道路交通騒音常時監視(面的評価)

杉並区内の幹線道路の自動車騒音の状況について調査を実施し、道路の沿道(道路端から 50m幅の範囲)における環境基準を超える住居等戸数の把握を行った。

#### 調査方法

#### ① 評価区間および基準点の設定

自動車騒音の影響が一定と考えられる区間毎に対象路線を分割し、評価区間を設定した。また、評価区間を代表する地点を基準点として設定した。

#### ② 基準点騒音の測定

道路端にて24時間連続騒音測定を行った。また、あわせて交通量・走行速度の測定も行った。

③ 背後地騒音減衰状況の測定

基準点の背後地側約 50m の地点にて騒音測定を行い、10m毎の各距離帯における騒音レベルを推計して、減衰量を把握した。

④ 沿道状況把握の調査

道路端(道路敷地境界)から 50mの範囲の道路に面する地域について、上下線別、10m毎の距離帯別に住居等戸数の把握調査を行った。

#### ⑤ 面的評価

基準点における騒音レベルと、当該地域に類型指定された環境基準値との比較を行い、環境基準の達成戸数及び割合を把握した。

平成 25 年度の調査区間は 9 区間あり、そのうち 7 区間について実測調査を行った。類型化により騒音レベルが類似されていると判断された 2 区間については推計により評価を行った。

#### <第3-2-1表> 交通騒音・交通量の評価区間及び調査地点

基準点	評価区間	路彩	泉名	起点住所	終点住所	評価区間	基準点住所
番号	番号	主要道路	併設道路	とぶ上川	がが、「上))	延長距離	<b>本</b> 平 杰 正 / /
_	10620-1			方南1-1	和泉2-1		_
_	10630-1	一般国道20号 (甲州街道)	高速4号新宿線 (首都高速)	和泉2-1	永福1-3	3.1 km	_
1	10630-2			永福1-3	下高井戸5-1		下高井戸4-2
2	40570-1	新宿国立線 (放射5号線)	高速4号新宿線 (首都高速)	下高井戸5-1	上高井戸3-1	0.5 km	下高井戸5-10
3	42100-1	環状7号線 (環七通り)		和泉1-1	高円寺南2-37	3.3 km	梅里1-1
4	40530-1	新宿国立線 (方南通り)		方南2-16	和泉4-51	0.3 km	方南2-19
5	40540-1	新宿国立線 (方南通り)		和泉4-51	永福4-19	1.9 km	大宮2-2
6	61320-1	角筈和泉町線 (水道道路)		方南1-2	方南1-2	0.1 km	方南1-2
7	61370-1	神楽坂高円寺線 (大久保通り)		高円寺南1-28	高円寺南2-37	0.6 km	高円寺南1-21

<第3-2-1図> 交通騒音・交通量の評価区間及び調査地点



◎は基準点位置 □数字は基準点番号 ○○○○○○○ は評価区間番号

<第3-2-2表> 騒音調査結果

基準点番号			環境基準 適合状況 〇:適合 ※:不適合		基準点 等価騒音 レベル(dB) (LAeq)		基準点 騒音レベル 中央値 (dB) (LA50)		背後地 騒音 レベル (dB) (LA95)		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	10630-2	一般国道20号 (甲州街道)	下高井戸4-2	×	×	74	73	73	71	55	51
2	40570-1	新宿国立線 (放射5号線)	下高井戸5-10	0	0	65	61	62	58	48	46
3	42100-1	環状7号線 (環七通り)	梅里1-1	×	×	71	69	69	65	50	44
4	40530-1	新宿国立線 (方南通り)	方南2-19	0	0	68	65	65	59	42	39
5	40540-1	新宿国立線 (方南通り)	大宮2-2	0	0	66	61	62	50	47	40
6	61320-1	角筈和泉町線 (水道道路)	方南1-2	0	0	61	59	58	54	47	44
7	61370-1	神楽坂高円寺線 (大久保通り)	高円寺南1-21	0	0	67	64	60	53	39	37

注1) 時間の区分 : 昼間 午前6時~午後10時、 夜間 午後10時~翌日午前6時

注 2) 環境基準値 : 昼間 70dB以下、 夜間 65dB以下

<第3-2-3表> 交通量・走行速度調査結果

基準点	評価区間	路線名	基準点住所		交流	通量(台/	∃)		平均 走行速度	大型車 混入率
番号	番号	PHUNT	盆中////	大型 I	大型Ⅱ	小型	二輪	合計	(km/時)	(%)
1	10630-2	一般国道20号 (甲州街道)	下高井戸4-2	1,956	6,222	57,966	5,628	71,772	49.0	12.4
2	40570-1	新宿国立線 (放射5号線)	下高井戸5-10	522	2,964	23,958	2,154	29,598	57.8	12.7
3	42100-1	環状7号線 (環七通り)	梅里1-1	4,950	8,592	53,076	4,542	71,160	58.8	20.3
4	40530-1	新宿国立線 (方南通り)	方南2-19	324	1,320	15,492	1,482	18,618	41.5	9.6
5	40540-1	新宿国立線 (方南通り)	大宮2-2	564	1,446	13,980	1,242	17,232	41.0	12.6
6	61320-1	角筈和泉町線 (水道道路)	方南1-2	108	840	7,680	564	9,192	43.9	11.0
7	61370-1	神楽坂高円寺線 (大久保通り)	高円寺南1-21	48	744	7,866	882	9,540	40.0	9.1

注1) 各10分間測定値を6倍した各1時間値を24回分集計し、日計換算値とした。

### <第3-2-4表> 面的評価結果概要

		路為	泉 名	評価対象		昼 間			夜間	
番号	評価区間 番号	主要道路	併設道路	住居等	環境基準 超過戸数	環境基準 達成戸数	達成率 (%)	環境基準 超過戸数	環境基準 達成戸数	達成率 (%)
	10620-1			807	275	532	65.9%	342	465	57.6%
1	10630-1	一般国道20号 (甲州街道)	高速4号新宿線 (首都高速)	425	153	272	64.0%	278	147	34.6%
	10630-2			4,054	1,204	2,850	70.3%	1,507	2,547	62.8%
2	40570-1	新宿国立線 (放射5号線)	高速4号新宿線 (首都高速)	503	0	503	100.0%	0	503	100.0%
3	42100-1	環状7号線 (環七通り)		7,673	902	6,771	88.2%	2,206	5,467	71.2%
4	40530-1	新宿国立線 (方南通り)		425	7	418	98.4%	26	399	93.9%
5	40540-1	新宿国立線 (方南通り)		3,068	3	3,065	99.9%	3	3,065	99.9%
6	61320-1	角筈和泉町線 (水道道路)		266	16	250	94.0%	50	216	81.2%
7	61370-1	神楽坂高円寺線 (大久保通り)		1,264	1	1,263	99.9%	6	1,258	99.5%
	集	計(9区間)		18,485	2,561	15,924	86.1%	4,418	14,067	76.1%

注1) 昼間とは6~22時、夜間とは22~翌日6時である。

注 2) 集計の戸数は、複数評価区間で重複計上している戸数を含む。

#### ◇道路交通騒音・振動

#### <第3-2-5表> 主な幹線道路における騒音の環境基準・要請限度の達成状況

	测点地卡伊託	時間	区分
	測定地点住所	昼間(6~22時)	夜間(22~6時)
	高円寺北2-1	0	0
環状七号線	和田 2-7	0	$\triangle$
	和泉 1-21	0	$\triangle$
	桃井 1-39	0	$\triangle$
環状八号線	荻窪 5-10	Δ	$\triangle$
	高井戸西 1-5	0	Δ
甲州街道•首都高速4号線	下高井戸 3-3	0	$\triangle$
放射 5 号線・首都高速 4 号線	高井戸東 2-3	0	Δ
放射 5 号線・中央自動車道	上高井戸 2-16	0	0

注:○印は環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、△印は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、×印は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

#### **<第3-2-6表> 青梅街道道路交通騒音常時測定結果** [区役所前測定室]

(単位:デシベル)

年 月	25 /									26			環境基準	要請限度
時間の区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
昼間 (6~22 時)	70	69	70	69	68	69	69	69	69	69	69	70	70	75
夜間 (22~6 時)	69	68	68	67	67	68	68	68	69	68	68	69	65	70

- ※1 沿道のマイク高さ地上 4.5m
- ※2 測定値について、無印は環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を 超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表す(環境基準、要請限度については、P39,40を参照)

#### **<第3-2-7表> 中央自動車道・放射五号線道路交通騒音常時測定結果** [富士見丘測定室]

(単位:デシベル)

	年 月	25 /									26			環境基準	要請限度
時間の区分		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
昼間	沿道	64	63	64	65	66	64	64	64	64	63	64	64	70	75
(6~22 時)	屋上	62	62	62	62	63	62	63	62	63	62	62	63	70	75
夜間	沿道	63	62	63	63	64	63	63	62	62	61	62	63	G E	70
(22~6 時)	屋上	61	61	62	60	61	61	62	60	61	60	60	61	65	10

- ※1 沿道のマイクの高さ地上 4.5m
- ※2 屋上のマイクの高さ地上 14.5m
- ※3 測定値について、無印は環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表す(環境基準、要請限度については、P39,40を参照)

#### <第3-2-8表> 道路交通騒音測定結果

(単位:デシベル)

道路名		測定地点住所	測定年月日	区域種 ・車線数	測定場所	測	定値
				//N/3X	300 171	昼間(6~22)	夜間(22~6)
	1	高円寺北2-1	H25.12. 3~12. 6	с • 6	沿道	67 (75.70)	65 (70.65)
環状七号線	2	和 田2-7	H25. 5.14∼ 5.17	c • 6	沿道	69 (75.70)	68 (70.65)
	3	和 泉1-21	H25. 5.21∼ 5.24	с • 6	沿道	70 (75.70)	69 (70.65)
	4	桃 井1-39	H25. 7. 2∼ 7. 5	b • 4	沿道	67 (75.70)	66 (70.65)
環状八号線	5	荻 窪5-10	H25. 6. 4~ 6. 7	c • 4	沿道	71 (75.70)	70 (70.65)
	6	高井戸西1-5	H25. 6.18∼ 6.21	b • 4	沿道	68 (75.70)	69 (70.65)
甲州街道	7	下高井戸3-3	H25. 9.10∼ 9.13	c • 8/4	沿道	70 (75.70)	69 (70.65)
首都高速 4 号線	'	1 1 1 1 7 1 7 3 3	1120. 3.10 3.13	C 0/ 1	屋上(4F)	71 (75.70)	70 (70.65)
放射 5 号線 首都高速 4 号線	8	高井戸東2-3	H25. 9.17∼ 9.20	b • 6/4	沿道	69 (75.70)	67 (70.65)
放射 5 号線 中央自動車道	9	上高井戸2-16	H25. 10. 8∼10. 11	b • 2/5	沿道	62 (75.70)	60 (70.65)
	10	高円寺南2-11	H25. 10. 1~10. 4	c • 4	沿道	70 (75.70)	69 (70.65)
青梅街道	11	成 田 東5-34	H25. 10. 22~10. 25	c · 4	沿道	70 (75.70)	70 (70.65)
	12	桃 井4-2	H25. 10. 29~11. 1	c • 4	沿道	71 (75.70)	69 (70.65)
サノ語流が	13	高井戸東4-3	H25. 6.25∼ 6.28	b • 4	沿道	68 (75.70)	65 (70.65)
井ノ頭通り	14	宮 前1-14	H25.11. 5~11. 8	b • 4	沿道	69 (75.70)	68 (70.65)
五日市街道	15	成 田 東3-7	H25. 10. 15~10. 18	c • 2	沿道	65 (75.70)	60 (70.65)
五口巾街坦	16	宮 前1-18	H25. 11. 19~11. 22	c • 2	沿道	66 (75.70)	66 (70.65)
日彩田涌り	17	阿佐谷北5-45	H26. 1.21∼ 1.24	c • 2	沿道	67 (75.70)	67 (70.65)
早稲田通り	18	上 井 草3-6	H25. 11. 26~11. 29	a • 2	沿道	66 (75.70)	62 (70.65)
方南通り	19	堀 ノ 内1-9	H26. 1.28∼ 1.31	b · 4	沿道	67 (75.70)	64 (70.65)
中杉通り	20	阿佐谷北1-31	H25. 11. 12~11. 15	c · 2	沿道	64 (75.70)	63 (70.65)
区・神明通り	21	宮 前3-27	H25. 6.11~ 6.14	a • 1	沿道	67 (65 • 55)	62 (55·45)
区・2103号線	22	西 荻 北1-19	H25. 9.24~ 9.27	a • 2	沿道	62 (70.60)	56 (65.55)
区・2133号線	23	高井戸西1-17	H25. 5.28∼ 5.31	a • 2	沿道	63 (70.60)	59 (65.55)

注:測定値の後の()内は、要請限度値、環境基準値を示す。

区域種のaは、第1種、第2種低層住居専用地域、第1種、第2種中高層住居専用地域、

bは、第1種、第2種住居地域、準住居地域、

cは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 を表す。

測定値の網掛けは、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を、 は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

<第3-2-9表> 道路交通振動測定結果

(単位:デシベル)

道路名	Ş	測定地点住所	測定年月日	区域種 ・車線数	測定場所	測	定 値
				//X 3X	<i>900</i> 171	昼間(8~19)*	夜間(19~8)*
	1	高円寺北2-1	H25.12. 3~12. 6	2 • 6	沿道	48 (70)	47 (65)
環状七号線	2	和 田2-7	H25. 5.14~ 5.17	2 • 6	沿道	55 (70)	55 (65)
	3	和 泉1-21	H25. 5.21~ 5.24	2 • 6	沿道	52 (70)	51 (65)
	4	桃 井1-39	H25. 7. 2∼ 7. 5	1 • 4	沿道	55 (65)	54 (60)
環状八号線	5	荻 窪5-10	H25. 6. 4~ 6. 7	2 • 4	沿道	52 (70)	53 (65)
	6	高井戸西1-5	H25. 6.18∼ 6.21	1 • 4	沿道	53 (65)	56 (60)
甲州街道首都高速4号線	7	下高井戸3-3	H25. 9.10∼ 9.13	2 • 8/4	沿道	44 (70)	44 (65)
放射 5 号線 首都高速 4 号線	8	高井戸東2-3	H25. 9.17∼ 9.20	1 • 6/4	沿道	49 (65)	46 (60)
放射 5 号線中央自動車道	9	上高井戸2-16	H25. 10. 8∼10. 11	1 • 2/5	沿道	47 (65)	46 (60)
	10	高円寺南2-11	H25. 10. 1~10. 4	2 • 4	沿道	42 (70)	39 (65)
青梅街道	11	成 田 東5-34	H25. 10. 22~10. 25	2 • 4	沿道	31 (70)	28 (65)
	12	桃 井4-2	H25. 10. 29~11. 1	2 • 4	沿道	45 (70)	41 (65)
井ノ頭通り	13	高井戸東4-3	H25. 6.25∼ 6.28	1 • 4	沿道	45 (65)	41 (60)
开/ 飒远り	14	宮 前1-14	H25.11. 5~11. 8	1 • 4	沿道	45 (65)	41 (60)
五日市街道	15	成 田 東3-7	H25. 10. 15∼10. 18	2 • 2	沿道	45 (70)	40 (65)
五日111日12	16	宮 前1-18	H25. 11. 19~11. 22	2 • 2	沿道	51 (70)	49 (65)
早稲田通り	17	阿佐谷北5-45	H26. 1.21∼ 1.24	2 • 2	沿道	43 (70)	40 (65)
十個円地グ	18	上 井 草3-6	H25. 11. 26~11. 29	1 • 2	沿道	46 (65)	40 (60)
方 南 通 り	19	堀 ノ 内1-9	H26. 1.28∼ 1.31	1 • 4	沿道	44 (65)	39 (60)
中杉通り	20	阿佐谷北1-31	H25. 11. 12~11. 15	2 • 2	沿道	43 (70)	38 (65)
区・神明通り	21	宮 前3-27	H25. 6.11∼ 6.14	1 • 1	沿道	47 (65)	38 (60)
区・2103号線	22	西 荻 北2-32	H25. 9.24∼ 9.27	1 • 2	沿道	39 (65)	26 (60)
区・2133号線	23	高井戸西1-17	H25. 5.28∼ 5.31	1 • 2	沿道	45 (65)	39 (60)

注:測定値の後の()内は、要請限度値を示す。

区域種の1は、第1種、第2種低層住居専用地域、第1種、第2種中高層住居専用地域、第1種、第2種住居地域、準住居地域、2は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域を表す。

\*: 区域種2については、昼間は8時から20時、夜間は20時から8時。

#### <第3-2-10表> 環状七号線 年度別測定結果(騒音・振動)

測定地点 和泉1-21

騒音	騒音 (単位:デシベル)									振動 (単位:デシベル)											
年度時間の区分	16	17	18	19	20	21	22	23	24		年度 時間 の区分	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
昼間 (6~22 時)	75	74	75	71	71	70	71	72	71	70	昼間 (8~20 時)	52	51	51	52	52	51	51	52	52	52
夜間 (22~6 時)	75	74	74	70	69	69	71	70	70	69	夜間 (20~8 時)	52	51	51	52	51	51	51	51	52	51

測定値について、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準及び 要請限度を超えた時間区分を表す。

#### <第3-2-11表> 環状八号線年度別測定結果(騒音・振動)

測定地点 高井戸西1-5

騒音	騒音 (単位:デシベル)										振動 (単位:デシベル)										
年度 時間 の区分	16	17	18	19	20	21	22	23	24		年度 時間 の区分	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
昼間 (6~22 時)	74	74	73	73	74	75	73	69	68	68	昼間 (8~20 時)	51	52	53	53	54	54	54	54	55	53
夜間 (22~6 時)	75	76	74	75	75	75	74	68	70	69	夜間 (20~8 時)	52	54	55	55	56	56	57	56	57	56

測定値について、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準及び 要請限度を超えた時間区分を表す。

<第3-2-2図> 道路交通騒音・振動測定地点



### ○ 騒音の単位

騒音を表わす単位は「デシベル(dB)」を使 **<第3-2-12表> 騒音のめやす** います。

人間の耳に感じる音の大きさは、周波数 の高低により異なった強さに聞こえる性質 があります。このため、人間の耳の周波数に よる強さの違いを補正したものが周波数補 正特性といい「A 特性」「C 特性」「F(平たん) 特性」などがあります。

道路交通騒音は「A 特性」の補正がしてあ る騒音計を用いて測定し、以前は「デシベ ル (A)」で表わしましたが、現在では (A) を省略して「デシベル」で表わします。

### ○ 振動の単位

振動の大きさは、その振幅、速度及び加速 度によって表わされ、また水平方向と鉛直 方向の振動に分けられます。そして騒音同 様、人体の感じ方は複雑なので、人体に合う よう補正した振動計を用いて振動を測定し、 その単位は「デシベル(dB)」で表わします。道

路交通振動は、鉛直方向のみの振動で測定します。

(単位:デシベル)

騒音レベル	めやす
130	(最大可聴音)
120	飛行機のエンジン近く
110	自動車の警笛(前方 2m)
100	電車の通過するときのガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場
80	地下鉄の車内
70	電話のベル、騒々しい事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれ合う音

#### <第3-2-13表> 振動のめやす

(単位:デシベル)

振動レベル	めやす
55 未満	人体に感じないで地震計に記録される程度
55~65	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度
65~75	大勢の人に感ずる程度のもので、戸障子がわずかに動くのがわかる程度
75~85	家屋が揺れ、戸障子がガタガタと鳴動し、電灯が揺れ、器内の水面が動く のがわかる程度
85~95	家屋の動揺がはげしく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水があふれ、歩いている人にも感じられ、多くの人が戸外にとび出す程度
95~105	壁が割れ、墓石・石灯籠が倒れ、煙突・石垣が破損したりする程度
105~110	家屋の倒壊は 30%以下で、山崩れ、地割れが生じ、多くの人々は立っていることができない程度
110 超	家屋の倒壊が30%以上に及び、山崩れ、地割れ、断層などが生じる

#### 〇 環境基準

環境基本法第 16 条に基づき、騒音について第 3-2-14 表の環境基準が定められています。この環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされています。振動については、環境基準は定められていません。

#### **<第3-2-14表> 騒音に係る環境基準**(H10.9.30 環境庁告示第64号)

(単位:デシベル)

類地型域	<b>エイトみ 世 村</b>	まなり区人	時間の	の区分
型域	当てはめ地域	地域の区分	昼間(6~22 時)	夜間(22~6時)
А	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	一般地域	55 以下	45 以下
A	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2 車線以上の車線を有 する道路に面する地域	60以下	55 以下
В	第1種住居地域 第2種住居地域	一般地域	55 以下	45 以下
Б	準住居地域 用途地域の定めのない地域	2 車線以上の車線を有 する道路に面する地域	65 以下	60 以下
	近隣商業地域 商業地域	一般地域	60 以下	50 以下
	準工業地域 工業地域	車線を有する道路に 面する地域	65 以下	60 以下

#### ◎幹線道路近接空間に関する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間(6~22 時)	夜間(22~6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

- 備考1 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員 を有する帯状の車道部分をいう。
- 備考2 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
  - ・2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル
  - ・2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル
- 備考3 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活 が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。

#### ○ 要請限度

騒音と振動それぞれについて要請限度が定められており、騒音は騒音規制法第 17 条第 1 項(第 3-2-15 表)、振動は振動規制法第 16 条(第 3-2-16 表)に基づいています。

区長は、指定地域内における自動車騒音・道路交通振動が要請限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による交通規制、最高速度の制限、徐行すべき場所の指定などの措置を執るよう要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。振動については東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を、道路管理者又は関係行政機関の長に対し交通振動防止のための措置を執ることを要請することができます。

#### <第3-2-15表> 自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 (H12.3.2 総理府令第 15 号)

(単位:デシベル)

区域	当てはめ地域	車線等	時 間 0	) 区 分		
区分	当てはめ地域	車線等	昼間(6~22時)	夜間(22~6時)		
	第1種低層住居専用地域	1 車線	65	55		
a区域	第2種低層住居専用地域	2 車線以上	70	65		
a匹墩	第1種中高層住居専用地域	近接区域	75	70		
	第2種中高層住居専用地域	近1女区域	79	70		
	第1種住居地域	1車線	65	EE		
b区域	第2種住居地域	1 牛椒	65 55			
D区域	準住居地域	2 車線以上	75	70		
	用途地域の定めのない地域	近接区域	79	70		
	近隣商業地域	1車線				
· 다슈	商業地域	の事類いし	75	70		
c区域	準工業地域	2 車線以上	75	70		
	工業地域	近接区域				

- 備考1 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を 有する帯状の車道部分をいう。
- 備考2 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。 近接する区域は、車線の区分に応じた道路端からの距離が、2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

### <第3-2-16表> 道路交通振動に係る要請限度

振動規制法第16条及び同施行規則第12条(別表第2)

(単位:デシベル)

	区域の区分	時間の区分						
	当てはめ地域	8	時	昼間 1	9 時	夜間	8時	
	第1種低層住居専用地域							
	第2種低層住居専用地域							
	第1種中高層住居専用地域							
第1種	第2種中高層住居専用地域			65		60		
区域	第1種住居地域							
	第2種住居地域							
	準住居地域							
	用途地域の定めのない地域				20	時		
	近隣商業地域							
第2種	商業地域							
区域	準工業地域		70			65		
	工業地域							
	第2種地域に該当する地域に接すん	る地先	は、第	2種区域の	基準が	適用される。		

### ◇鉄道の騒音と振動

<第3-2-17表> 鉄道騒音・振動測定結果

路線名	住所 用途地域	測定 年月日	レール防音壁	測定地点		音レベル ベル)	単発騒音 暴露レベル	最大騒音レベル	振動	速度	列車本数 普:普通	快:快速
		7,7	D4 H T	(m)	昼	夜	(デシベル)	(デシベル)	(デシベル)	(km/h)	急:急行	特:特急
京王線	下高井戸1-14	Н. 25	ロング	12.5	61. 1	56. 0	80. 2	72	58	67	普:208/60 急:153/33	快:73/4 特:238/27
水工版	同分/ / 1 14	12. 25	有	25. 0	52. 0	46. 9	71. 1	63			計:672/124	
土の頭線	浜田山3-22	Н. 25	ロング	12.5	63. 2	57. 6	83. 0	77	68	65	普:339/61 急:220/32	
开り與豚	<del>探</del> 山山 5 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	12. 25	無	25. 0	56. 2	50.6	76. 1	64			計:559/93	

#### ○ 測定地点

騒音は測定する側の軌道中心線から直角方向に沿って12.5mと25mの2地点において同時測定を行った。振動は12.5mの地点において測定を行った。

#### ○ 測定項目

連続する3時間に通過する列車について、次の項目を測定・記録した。

騒音:単発騒音暴露レベル、最大騒音レベル(ピークレベル)

振動:最大振動レベル(ピークレベル) 列車種別、列車形式、車両数、速度

#### ○ 指針

在来鉄道の新設又は大規模改良に際して生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止するうえで目標となる当面の指針は次表のとおり。

新線	等価騒音レベルとして、昼間(7時~22時)については60デシベル(A)以下、夜間(22時~翌日7時)については55デシベル(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保全すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

#### 〇 評価方法

騒音の評価方法は、列車の種別(普通、急行、特急等)ごとの単発騒音暴露レベルをパワー平均して、種別ごとの単発騒音暴露レベルを求めた。1日における列車の種別ごとの本数を用いて、種別ごとの単発騒音暴露レベルを加重パワー平均して、その地点における等価騒音レベル(昼間7時~22時夜間22時~翌日7時)とした。最大騒音レベルは、各列車の最大騒音レベルをパワー平均した。

振動は、最大振動レベルを算術平均した。

#### (3)河川水質

〈水質汚濁に係わる環境基準について〉

環境基本法第 16 条の規定に基づいて、達成維持することが望ましい基準として水質汚濁に係わる環境基準が定められており、これを目標として水質汚濁防止法を中心に水質保全対策が進められています。

この環境基準は、人の健康の保護に関する基準(健康項目)と、生活環境の保全に関する基準(生活環境項目)の二つから成り立っています。

健康項目は、カドミウム、シアンなど 26 項目(平成 11 年 2 月、23 項目から 26 項目に追加 改正)について、公共用水域の全体を対象に一律に定められています。生活環境項目は、河川、 湖沼、海域の利用目的に応じた水域類型ごとに、BOD、DO など 7 項目について、それぞれ基 準が定められています。

杉並区内の河川では、神田川が AA~E に分けられた水域類型のDに指定されていましたが、 平成9年5月にCに変更されました。環境基準の適用項目は、次の4項目です。

	水素イオン	水溶液が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値で、pH7が中性、それより数
pН	濃度	値が大きければアルカリ性、小さければ酸性です。
BOD	生物化学的 酸素要求量	水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するために、好気性微生物が必要とする酸素の量。この数値が高いほど川は汚れていることになります。魚の生育環境には $5\mathrm{mg}/\ell$ 以下が望ましく、悪臭発生限界は $10\mathrm{mg}/\ell$ であるといわれています。
SS	浮遊物質量	水中に浮いている不溶性の物質量。川床にたまったり、魚介類に付着したりします。
DO	溶存酸素量	水中に溶けている酸素の量。酸素のない川や少ない川は、いわば死んだ川で魚介類 は生存できません。比較汚染に強いコイ・フナ等でも 5mg/ℓ以上が望ましいとい われています。

<第3-3-1表> 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	0 1 秋 7 土 7 1 7	水光リルエー				
項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度(p H)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
АА	水 道 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ る も の	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/100mℓ
A	水     道     2     級       水     産     1     級       水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/ ℓ以上	1000MPN/100mℓ
В	水     道     3     級       水     産     2     級       及びC以下の欄に     掲     げ     る     も     の	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/l 以下	5 mg/ll 以上	5000MPN/100mℓ
С	水 産 3 級 工業用水 1 級及び D以下の欄に掲げ る も の	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/ll 以上	_
D	工 業 用 水 2 級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	_
Е	工業用水3級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以 下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ 以上	_

(環境庁告示第59号抜粋)

<第3-3-2表> 河川の主要測定項目調査結果

河	採水	細木	年月日	透視度	рН	DO	BOD	COD	SS	$NH_4-N$
Ш	地点	<b></b>	十月日	(度)		(mg/l)	$(mg/\ell)$	$(mg/\ell)$	$(mg/\ell)$	$(mg/\ell)$
<i>tu</i> 1:			5月15日	>100	9.3	16.6	2.7	7. 1	1	<0.01
正	松下	H25 年	9月12日	>100	9.4	18.3	2.2	4.3	2	0.02
妙正寺川	松下橋		11月6日	>100	7.0	12.0	1.3	2.2	<1	<0.01
711		H26 年	2月 5日	>100	7.4	14.9	1.3	2.7	2	0.02
			5月15日	>100	6.8	9.5	<0.5	3.4	2	0.02
	井	H25 年	9月12日	>100	6.8	8. 1	1.0	3. 1	3	<0.01
亲	井荻橋		11月6日	>100	6.6	8.5	<0.5	2.5	1	<0.01
善福寺川		H26 年	2月 5日	>100	6.9	9.6	0.5	1.8	2	<0.01
寺川	榀	2	5月15日	>100	7. 6	9.0	1.3	4. 7	4	0.05
711	堀之内橋	H25 年	9月12日	>100	7. 5	9. 2	1.4	3.2	3	0.01
	内坯		11月6日	>100	7. 2	9. 2	1.4	3.0	3	0.03
	惝	H26 年	2月 5日	49	7. 6	11.7	0.6	2.9	13	0.04
			5月15日	47	7.4	7. 0	1.7	6.8	21	0.11
	宮下	H25 年	9月12日	>100	7. 1	2.9	9.7	8.6	6	0.89
	宮下橋		11月6日	>100	7. 2	9. 2	0.8	3. 1	6	0.01
神田田		H26 年	2月 5日	60	7. 5	12.2	1.0	2.4	7	0.01
川川			5月15日	85	7. 4	10.0	0.7	5. 1	9	0.03
	乙女橋	H25 年	9月12日	47	7. 3	9. 2	1.2	6.0	20	0.01
	橋		11月6日	>100	7. 2	10.4	0.7	2.3	2	<0.01
		H26 年	2月 5日	33	7. 7	12.0	1.2	7.2	26	<0.01

また、区内の主な池の水質調査も実施しています。

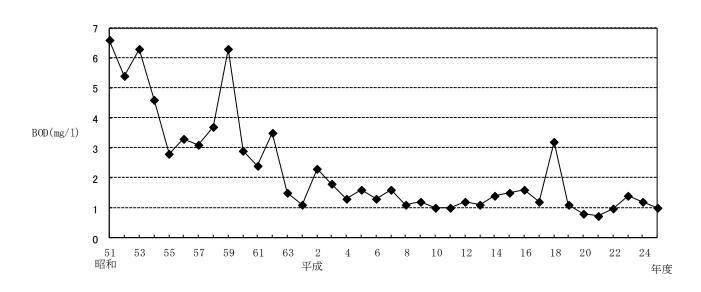
<第3-3-3表> 池の主要測定項目調査結果

採水地点	調査年月日	透視度	рН	DO	BOD	COD	SS	$NH_4-N$
<b>休</b> 小地点	<b>神色</b> 一月 日	(度)		$(mg/\ell)$	(mg/Q )	$(mg/\ell)$	$(mg/\ell)$	(mg/Q )
妙正寺池		39	8.8	8.9	1.8	9.3	24	0.03
善福寺上池	H25 年 7 月 3 日	17	9.0	7.9	8.5	26	45	0.04
善福寺下池		31	8.1	12.2	3.8	9.6	14	< 0.01
和田掘池		17	7.7	7.9	6.9	16	51	0.07

<第3-3-1図> 河川水質調査地点



<第3-3-2図>神田川-乙女橋でのBODの経年変化



### (4) 工場・事業場

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)により、平成13年10月から「化学物質の適正管理に関する規定」と「土壌汚染対策に関する規定」が施行され、それに基づく報告・届出等が平成14年度から実施されています。

**<第3-4-1表> 適正管理化学物質使用量等報告書提出数**(単位:件)

種類	24 年度	25 年度
ガソリンスタンド	33	32
クリーニング業	11	10
その他	6	4
合計	50	46

注 毎年4月1日から6月末までに、前年度分の適正管理化学物質の使用量等を報告する制度です。 対象は、指定された58種類の化学物質を年間100Kg以上使用する工場・指定作業場です。

<第3-4-2表> 適正管理化学物質使用量等

(単位:Kg/年)

種類			23 年度の使		24 年度の使用量等						
番号	適正管理 化学物質	使用量	製品として の出荷量	環境への 排出量	事業所外へ の移動量	使用量	製品として の出荷量	環境への 排出量	事業所外へ の移動量		
8	塩酸	4, 000	0	0	0	1,800	0	0	0		
11	キシレン	3, 795, 160	3, 787, 500	612	750	3, 663, 980	3, 649, 000	753	920		
16	酢酸エチル	270	0	260	10	250	0	210	40		
17	酢酸ブチル	2, 200	0	2, 100	100	2, 300	0	2, 100	200		
19	酸化エチレン	190	0	0	0	170	0	0	0		
31	スチレン	0	0	0	0	0	0	0	0		
35	テトラクロロエチレン	2, 860	0	1, 118	1, 829	2, 730	0	1,058	1, 667		
39	トルエン	9, 643, 500	9, 624, 000	2, 990	100	9, 227, 310	9, 218, 000	2, 431	80		
49	ヘキサン	1, 899, 100	1, 894, 700	3, 217	10	1, 836, 280	1, 826, 000	3, 045	0		
50	ベンゼン	406, 150	406, 340	337	0	394, 080	391, 400	327	0		
53	メタノール	970	0	280	690	580	0	150	430		
54	メチルイソブチルケトン	170	0	160	10	190	0	150	40		
55	メチルエチルケトン	0	0	0	0	0	0	0	0		
57	硫酸	58, 000	0	0	0	10,000	0	0	0		
	合計	15, 812, 570	15, 712, 540	11, 074	3, 499	15, 139, 670	15, 084, 400	10, 224	3, 377		

<第3-4-3表> 土壌汚染状況調査報告書等の提出状況

(単位:件)

種	類	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
	ガソリンスタンド	1	1	2	3	0
土壤汚染状況	クリーニング業	0	0	0	3	1
調査報告書	その他	3	1	0	3	1
	合計	4	2	2	9	2
汚染拡散防止計画書届出書		2	1	0	1	0
汚染拡散防止措	昔置完了届出書	3	0	1	1	0

注 工場または指定作業場を設置している事業者で、有害化学物質を取り扱ったことがある 者は、事業所を廃止または建物を除却しようとする際、対象地の土壌汚染状況を調査し 報告することが義務づけられています。さらに、調査結果が処理基準値を超える場合に は「汚染拡散防止計画書」を作成し、防止措置の実施が必要となります。

#### <第3-4-4表> 地下水揚水量経年変化

(単位: m³)

	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
工場	72, 048	56, 585	45, 394	44, 116	43, 579
その他	2, 240, 609	2, 208, 110	1, 489, 076	2, 013, 205	2, 123, 315
合計	2, 312, 657	2, 264, 695	1, 534, 470	2, 057, 321	2, 166, 894

- 注1 調査期間は年度ではなく年。(1月から12月)
- 注2 揚水機の出力が300ワットを超える井戸が対象。

#### <第3-4-5表> アスベスト除去工事施工計画届出数

(単位:件)

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
届出受付(法)	17	19	19	22	15
届出受付 (条例)	17	19	18	20	15
現場立入	12	20	19	21	14

- 注1:大気汚染防止法により、吹き付けアスベスト及びアスベスト保温材等を使用している 建築物等の改修・解体工事を開始する日の14日前までに届出が義務づけられています。 また、東京都環境確保条例に基づく届出は一定規模以上のものについて届出が義務づけられています。
- 注2:届出受付後、区では原則立入調査を実施しています。年度末に受付けた届出の立入調査を次年度に実施する場合があるので、届出件数と現場立入件数は一致しないことがあります。

**<第3-4-6表> 特定建設作業実施届出数(種類別)の年度別推移** (単位:件)

種	類	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
	さく岩機	181	201	205	220	255
騒音規制法	空気圧縮機	17	11	13	2	5
瀬 日 況 削 伝	その他	6	4	6	0	6
	合計	204	216	224	222	266
	くい打機等	8	2	8	0	5
振動規制法	ブレーカー	115	123	133	154	178
	合計	123	125	141	154	183

- 注1 騒音規制法のさく岩機と振動規制法のブレーカーは、法律により、その名称は異なりますが、同じ作業のことです。
- 注2 届出が受理されると、区では届出人に対して「特定建設作業実施届出済票」を渡し、所定の 事項を記入のうえ、建設作業現場の公衆の目につきやすい場所に掲示するよう指導してい ます。

#### <第3-4-7表> 工場等の年度別推移

(単位:件)

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
1	東京都環境確保条例(※注1)による工場数	525	512	498	466	456
2	東京都環境確保条例(※注1)による指定作業場数	1, 211	1, 155	1,021	936	864
3	東京都環境確保条例(※注1)による指定作業数	1, 332	1, 271	1, 128	1,073	962
4	大気汚染防止法によるばい煙発生施設設置事業所数	114	_	_	_	_
5	水質汚濁防止法による特定施設設置事業所数	1	1	1	1	1
6	騒音規制法による特定施設設置事業所数	210	202	201	198	199
7	騒音規制法による特定建設作業実施届出数	204	216	224	222	266
8	振動規制法による特定施設設置事業所数	61	57	56	54	54
9	振動規制法による特定建設作業実施届出数	123	125	141	154	183

※注1:都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の略称

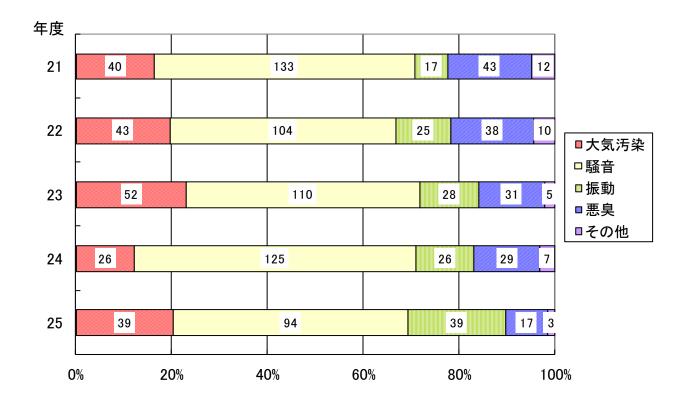
1. 工場	2.2kw (合計) 以上の原動機を使用する物品の製造、加工、作業を常時行う工場等
2. 指定作業場	指定作業を行う事業所(場)
3. 指定作業	自動車駐車場、ボイラー、洗濯施設等
4. ばい煙発生施設	主としてボイラー、焼却炉など
5. 特定施設 (水質)	酸アルカリ洗浄施設、電気メッキ施設、洗濯業の用に供する洗浄施設、めん類製造業の用に供する湯煮施設、豆腐または煮豆製造業の用に供する湯煮施設、自動式車両洗浄施設等
6. 特定施設 (騒音)	液圧・機械プレス、せん断機、空気圧縮機、送風機、織機、木材加工機械、印刷機械、合成樹脂用射出成形機、 切断機 (といしを用いるものに限る)等
7. 特定建設作業 (騒音)	くい打機、びょう打機、さく岩機、掘削作業、空気圧縮機を使用する建設作業、コンクリートプラント等
8. 特定施設(振動)	液圧・機械プレス、せん断機、圧縮機、織機、印刷機械、合成樹脂用射出成形機等
9. 特定建設作業(振動)	くい打機、鋼球、舗装版破砕機、ブレーカーを使用する建設作業

### (5) 公害の苦情

#### <第3-5-1図> 発生源別苦情受付件数の年度別推移



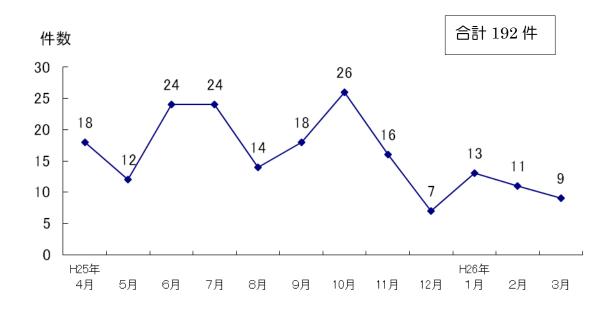
### <第3-5-2図> 現象別苦情件数割合の年度別推移



<第3-5-1表> 苦情の年度別・発生源別・受付・処理数

発生源年度		工場		指定作業場		建設作業		一般		計	
十及		受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理	受付	処理
21	件数	0	2	3	2	98	99	144	149	245	252
21	%	0.0%	0.8%	1.2%	0.8%	40.0%	39.3%	58.8%	59.1%	100.0%	100.0%
22	件数	2	2	0	4	99	97	119	148	220	251
22	%	0.9%	0.8%	0.0%	1.6%	45.0%	38.6%	54.1%	59.0%	100.0%	100.0%
23	件数	2	4	4	3	110	98	110	113	226	218
23	%	0.9%	1.8%	1.8%	1.4%	48.7%	45.0%	48.7%	51.8%	100.0%	100.0%
24	件数	1	1	3	0	108	114	101	100	213	215
24	%	0.5%	0.5%	1.4%	0.0%	50.7%	53.0%	47.4%	46.5%	100.0%	100.0%
25	件数	2	1	6	6	120	100	64	63	192	170
20	%	1.1%	0.6%	3.1%	3.5%	62.5%	58.8%	33.3%	37.1%	100.0%	100.0%

# <第3-5-3図> 苦情の月別受付件数(平成25年度)



#### (6) ダイオキシン類対策

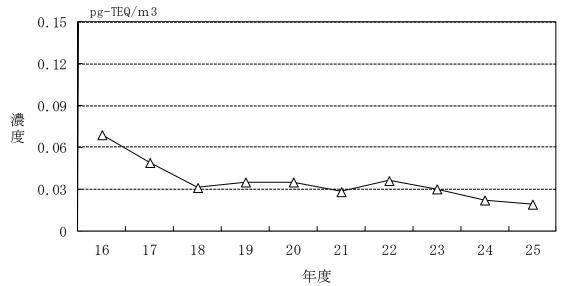
#### <第3-6-1表> 大気ダイオキシン類調査結果(7日間連続採取)

(単位:pg-TEQ/m³)

	調査日	平成 25 年			平成 26 年	
		5月15日	8月14日	11月13日	2月6日	年平均值
	調査地点	~22 日	~21 日	~20 日	~ 13 日	
	井草森公園	0.019	0.010	0.036	0.020	0.021
Ī	南荻窪図書館	0.012	0.013	0.035	0.020	0.020
Ī	郷土博物館	0.018	0.011	0.021	0.018	0.017

環境基準:年平均値が 0.6pg-TEQ/m3以下

#### <第3-6-1図> 大気中のダイオキシン類濃度経年変化



注) 平成19年度以前のデータは旧毒性等価係数を用いて算出された値

#### <第3-6-2表> 河川ダイオキシン類調査結果(水質)

(単位:pg-TEQ/l)

調査出点	平成 25 年 8 月 20 日	平成 26 年 1月17日	年平均値
宮下橋 (神田川)	0.080	0.046	0.063
佃橋(神田川、玉川上水放流口)	0.32	0. 15	0. 24
尾崎橋(善福寺川)	0.044	0.042	0.043
和田見橋(神田川)	0.075	0.075	0.075

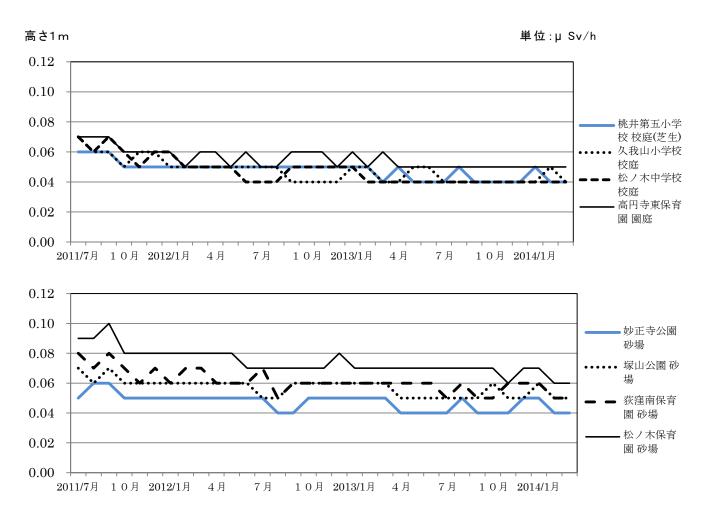
環境基準: 年平均値が1pg-TEQ/0以下

#### 注\

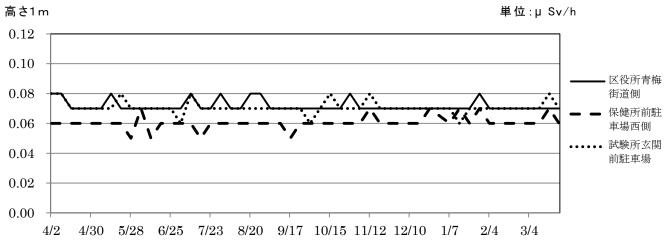
- 1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンおよびコプラナーPCB を含めたものをいう。
- 2. TEQ: 毒性等量といい、ダイオキシンの種類ごとに毒性の強さが異なるため、最も毒性の強いダイオキシンの量に換算したもの。
- 3. 1pg:1兆分の1グラム。

#### (7) 放射線対策

#### < 第3-7-1表> 定点8箇所空間放射線量率(月1回平成23年11月~平成25年3月)



# <第3-7-2表> 定点3箇所空間放射線量率(週1回平成24年4月~平成25年3月)

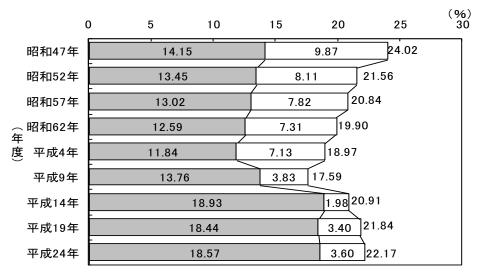


※各グラフの測定機器は、TCS-172Bです。詳しい測定値は、区ホームページをご覧ください。

# 4 緑化推進・自然環境の保全

#### (1) みどりの現状

<第4-1-1図> 緑被率の推移



□樹木被覆地率 ※

□草地•農地率

※樹木被覆地率には、屋上緑化率が含まれている。

#### <第4-1-1表> 地域・ゾーン別緑被率

(平成24年度みどりの実態調査より)

単位:面積(ha) 率(%)

											中世: 圖 [宋(元) 中(元)				
地域 ゾーン	面積	樹木被	覆地	草:	地	農地	地	屋上	緑化	緑被	緑被 率	裸均	<u>t</u>	水	面
9-2		面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	<del>4°</del>	面積	率	面積	率
上井草	153.40	30.15	19.65	3.77	2.46	7.18	4.68	0.45	0.29	41.55	27.08	5.81	3.79	0.03	0.02
下井草	152.00	24.53	16.14	2.78	1.83	4.71	3.10	0.15	0.10	32.17	21.16	5.38	3.54	0.08	0.05
井草	305.40	54.67	17.90	6.55	2.14	11.89	3.89	0.60	0.20	73.71	24.14	11.19	3.66	0.11	0.04
西荻北	318.10	63.66	20.01	8.94	2.81	2.86	0.90	0.87	0.27	76.33	24.00	7.35	2.31	3.59	1.13
西荻南	138.50	22.91	16.54	1.64	1.18	1.95	1.41	0.22	0.16	26.71	19.29	3.06	2.21	0.00	0.00
西荻	456.60	86.57	18.96	10.58	2.32	4.81	1.05	1.09	0.24	103.05	22.57	10.41	2.28	3.59	0.79
荻窪北	253.10	42.45	16.77	3.13	1.24	1.83	0.72	0.39	0.15	47.80	18.89	6.75	2.67	0.21	0.08
荻窪南	289.50	51.20	17.69	5.88	2.03	3.92	1.35	0.72	0.25	61.71	21.32	7.76	2.68	1.81	0.63
荻窪	542.60	93.65	17.26	9.01	1.66	5.75	1.06	1.11	0.20	109.52	20.18	14.50	2.67	2.02	0.37
阿佐谷	236.30	37.01	15.66	2.60	1.10	0.12	0.05	0.45	0.19	40.18	17.00	4.95	2.10	0.11	0.04
成田	328.70	81.59	24.82	10.89	3.31	1.37	0.42	0.59	0.18	94.45	28.73	14.20	4.32	1.67	0.51
阿佐谷	565.00	118.60	20.99	13.49	2.39	1.49	0.26	1.04	0.18	134.63	23.83	19.16	3.39	1.78	0.32
高円寺	213.10	23.88	11.21	2.23	1.05	0.03	0.01	0.49	0.23	26.62	12.49	4.27	2.00	0.00	0.00
和田・堀ノ内	190.00	33.00	17.37	3.74	1.97	0.32	0.17	0.42	0.22	37.50	19.73	4.69	2.47	0.08	0.04
高円寺	403.10	56.88	14.11	5.97	1.48	0.35	0.09	0.91	0.23	64.11	15.91	8.96	2.22	0.08	0.02
高井戸西	371.40	74.47	20.05	15.34	4.13	10.55	2.84	0.54	0.15	100.90	27.17	14.66	3.95	0.71	0.19
高井戸東	264.70	55.23	20.86	8.58	3.24	2.75	1.04	0.75	0.28	67.31	25.43	8.67	3.27	0.82	0.31
高井戸	636.10	129.70	20.39	23.92	3.76	13.30	2.09	1.29	0.20	168.21	26.44	23.33	3.67	1.53	0.24
永福	195.20	36.25	18.57	5.53	2.83	0.29	0.15	0.42	0.22	42.49	21.77	5.37	2.75	1.26	0.65
方南·和泉	298.00	48.44	16.26	9.40	3.15	0.05	0.02	0.63	0.21	58.53	19.64	13.10	4.40	2.92	0.98
方南·和泉	493.20	84.69	17.17	14.93	3.03	0.34	0.07	1.05	0.21	101.02	20.48	18.48	3.75	4.19	0.85
区全体	3,402.00	624.77	18.36	84.45	2.48	37.93	1.11	7.10	0.21	754.26	22.17	106.03	3.12	13.30	0.39

<sup>※</sup>樹木被覆地率には、屋上緑化率が含まれている。

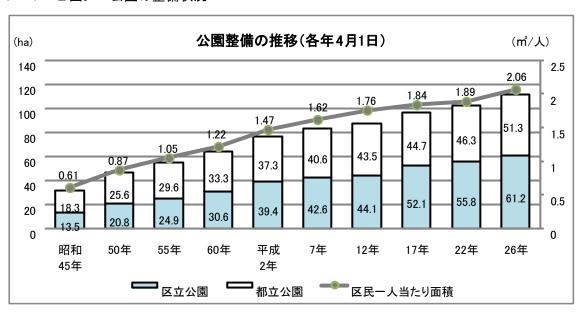
※端数処理の関係から合計値が合わない場合や構成比の合計が100%にならない場合があります。

<第4-1-2表> 公園の整備状況

(単位: m²)

	分類	箇所数	面積		
都立公園		3	512, 887. 96		
区立公園		322	612, 458. 17		
地垣	<b>以</b> 公園	8	238, 088. 62		
身近	行な公園	314	374, 369. 55		
	のびのび公園	14	69, 274. 72		
	ふれあい公園	71	121, 800. 87		
	まちかど公園	136	75, 547. 81		
	都市緑地	86	61, 058. 88		
	緑道	7	46, 687. 27		

### <第4-1-2図> 公園の整備状況



### (2)緑化の推進

### ◇みどりを守る

# <第4-2-1表> 樹木保険の内容

○ 対物賠償

(他人の家や物が壊れた場合)

1事故につき 2,000 万円まで

○ 対人賠償

(ケガや死亡の場合)

1名につき

1億円まで

1 事故につき 2 億円まで

※ 対象は保護樹木及び保護樹林の樹木による事故

### <第4-2-2表> 保護指定実績

	保記	護樹木	保護樹林		保護	生けがき	貴重木	
年度	件数	数值	件数	数値	件数	数值	件数	数值
21	510 件	1,796 本	121 件	494,038.15 m <sup>2</sup>	161 件	6,254.9m	25 件	44本
22	513 件	1,764 本	117 件	466,323.65 m <sup>2</sup>	166 件	6,630.40m	24 件	43本
23	511 件	1,749 本	117 件	466,116.00 m <sup>2</sup>	165 件	6,608.30m	23 件	42 本
24	505 件	1,724 本	115 件	444,213.26 m²	162 件	$6,559.59 \mathrm{m}$	22 件	40本
25	484 件	1,624 件	115 件	436,085.90 m <sup>2</sup>	161 件	6,429.60m	22 件	39本

<sup>※</sup> いずれも、年度末の状況

#### <第4-2-3表> 公共施設保護指定状況

施設	指定施設数	指定樹木数	指定樹林面積
都立高校	5校	65 本	
区立小学校	31 校	129 本	_
区立中学校	19 校	92 本	_
他施設	11 か所	28 本	4,369 ㎡(1 か所)
合 計	66 校(か所)	314 本	4,369 ㎡(1 か所)

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

<第4-2-4表> 保護樹木等指定解除理由

	4	21年度	£	2	22年度	Ę	2	23年度	Ę	2	24年度	£	6 2	25年度	Ę
解除理由	保護樹木	保護樹林	保護 生け がき												
土地売却 (借地変換含)	5	1	2	2	3	1	3	0	4	6	1	2	7	1	1
住宅の建設等	11	1	_	8	1	_	12	1	1	2	1	1	5	4	2
道路の造成等	_	_	1		_			1	_	1		_	1		1
駐車場の造成							1		1			3			_
枯死・衰弱	17	_	_	11	_	ı	13	_	_	11	ı	2	15	_	_
苦情・近所への 気がね	_	_	_	1	_	_	1	_	_	2	_	_	3	_	
自然災害による倒木	4	_	_	2	_	ı	5	1	_	3	ı	_			
その他 (指定区分変更等)	4	1	2	4	_	_	_	_	3	5	1	_	5	_	1
合計	41	3	5	28	4	1	35	3	9	30	3	8	36	5	5

<sup>※</sup>解除数値は、一部解除を含む

#### <第4-2-5表> 緑化指導の実績

緑化計画受理状況等

敷地面積			平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
200 211 -	200 m²以上 緑化計画書	計画	461 件	514 件	568 件	682 件	722 件
200 Ⅲ以上		完了	230 件	215 件	188 件	279 件	321 件
200 ㎡未満	緑化計画概要書	計画	1,075 件	1,191 件	1,194 件	1,222 件	1310 件

<sup>※</sup>現場確認件数は、その年に受理したもののほか前年度以前に受理したものも含まれます。

#### 行為面積別受理状況

年度		開発行為	1,000 ㎡以上		200 ㎡以上~ 1,000 ㎡未満		200 ㎡未満		合計	
	件数	敷地面積(m²)	件数	敷地面積(m²)	件数	敷地面積(m²)	件数	敷地面積(m²)	件数	敷地面積(㎡)
21	20	26,316.55	31	136,951.12	410	116,525.07	1075	121,240.00	1536	401,032.74
22	14	81,788.01	36	282,065.50	464	129,705.30	1191	133,405.00	1705	626,963.81
23	15	58,622.35	35	96,402.98	518	130,436.13	1194	133,495.00	1762	418,956.46
24	31	68,638.10	44	362,084.10	607	208,102.54	1222	135,372.10	1904	774,196.84
25	24	22,960.13	34	234,770.76	664	163,957.58	1310	143,955.00	2032	565,643.47

### <第4-2-6表> 寄付樹木実績

年度	申込件数	受領件数	寄付樹木数
21	22 件	15 件	88 本
22	14 件	10 件	74 本
23	18 件	13 件	60 本
24	21 件	12 件	216 本
25	31 件	15 件	72 本

#### 寄付樹木の受領要件

- (ア)中、高木については、原則として幹周り 44cm 以下のものとする。
- (イ)移植が時期的に適していること。
- (ウ) 対象樹木は搬入、搬出が容易であること。
- (エ) 比較的若木で、活着率のよいもの。
- (オ)病虫害に侵されていないこと。
- (カ) 区施設への植栽に適していること。

### <第4-2-7表> 市民緑地「いこいの森」開設状況

(平成26年3月31日現在)

名 称	所在地	開設年月日	借地契約期間	面積
清水いこいの森	清水 2-20-8	平成 10 年 3 月 20 日	20年	600.09 m²
下井草いこいの森	下井草 5-1-18	平成 21 年 3 月 12 日	20年	$1082.71~\text{m}^2$
山葉名いこいの森	上井草 4-6-10	平成25年10月13日	20年(一部5年)	4,277.71 m <sup>2</sup>

# ◇みどりを創る

<第4-2-8表> 苗木配布実績

年度	配布本数
21	1,790 本
22	2,100 本
23	2,300 本
24	1,400 本
25	1,310 本

※イベント参加記念等として配布

## <第4-2-9表> 苗木育成委託状況

委託先	管理箇所	育成樹種	育成本数
東京中央農業協同組合 城西地区青壮年部	2 か所	ツツジ等	1,200 本
井草園芸研究会	5 か所	ブルーベリー等	6,120 本

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

### <第4-2-10表> 区営苗圃状況

苗圃名	所在地	開設年月	所有借地別	面積	樹木本数
上高井戸苗圃	上高井戸 3-8	昭和 48 年 10 月	借地	$2,437 \text{ m}^2$	631本
成田西苗圃	成田西 2-7	昭和 52 年 4 月	区有地	$233~\mathrm{m}^2$	132本
成田西第二苗圃	成田西 2-12	平成 4 年 12 月	区有地	1,146 m <sup>2</sup>	930本
合計		3か所		3,816 m <sup>2</sup>	1,695 本

(平成26年3月31日現在)

# <第4-2-11表> 接道部緑化助成状況

年度	生けがき		植樹帯		フェン	ス緑化	既存塀の撤去		
午及	件数	数値	件数	数值	件数	数值	件数	数値	
21	22 件	328.7m	14 件	132.3 m²	2 件	23.8m	5件	84.4m	
22	24 件	313.2m	12 件	208.5 m <sup>2</sup>	1件	4.0m	11 件	116.8m	
23	23 件	279.1m	10 件	86.0 m <sup>2</sup>	2 件	$13.7 \mathrm{m}$	12 件	120.0m	
24	24 件	294.4m	17 件	226.7 m <sup>2</sup>	0 件	0.0m	13 件	94.2m	
25	15 件	132.8m	17 件	81.9 m²	0 件	0.0m	3件	19.6m	

### <第4-2-12表> 屋上壁面緑化助成

年度	屋上緑	化助成	壁面緑化助成		
午皮	件数	数值	件数	数值	
21	11 件	907.2 m²	2 件	$305.1~\text{m}^2$	
22	7件	154.4 m²	3件	$55.4 \text{ m}^2$	
23	11 件	407.7 m²	1件	$33.4~\text{m}^2$	
24	6件	$105.4~\mathrm{m}^2$	2 件	17.7 m²	
25	5件	$233.3~\text{m}^2$	0 件	0 m²	

### <第4-2-13表> 学校・公共施設の緑化

①学校 接道部緑化工事

左庄	年度  実施学校	規模	植栽内訳					
十段	天旭子仪 	·	中・高木	低木	地被	つる植物		
01	桃井第三小学校	122. 4 m	0本	34 株	232 株	0 株		
21	馬橋小学校	39.0m	75 本	12 株	0 株	0 株		
	杉並第九小学校	28.0m	0本	19 株	104 株	0 株		
22	桃井第三小学校	78.6m	52 本	88 株	0 株	0 株		
	馬橋小学校	125.3m	0本	38 株	132 株	204 株		
23	四宮小学校	52.7m	0本	106 株	0 株	0 株		
23	杉並第四小学校	128.7m	257 本	451 株	250 株	0 株		
24	実績なし	_				_		
25	実績なし	_				_		

<sup>※</sup> 接道部緑化は、敷地の道に面した部分にある塀等を生けがきなどの緑に変えるものである。

### ②学校 校庭緑地化工事

※規模は、当初施工面積である。

年度	実施学校	規模	植栽内訳
	桃井第一小学校	600.2 m <sup>2</sup>	夏冬混合芝(ロール芝・オーバーシーディング)
21	高円寺中学校	886.0 m²	夏冬混合芝(ロール芝・オーバーシーディング)
	済美養護学校	787.8 m²	夏冬混合芝(ロール芝・オーバーシーディング)
	西田小学校	677.0 m²	夏冬混合芝(ロール芝・オーバーシーディング)
22	荻窪小学校	226.4 m²	夏冬混合芝(ロール芝・オーバーシーディング)
22	向陽中学校	568.0 m <sup>2</sup>	夏冬混合芝(ロール芝・オーバーシーディング)
	天沼小学校	714.8 m²	夏冬混合芝(ロール芝・オーバーシーディング)
23	実績なし		_
24	実績なし		_
25	富士見丘小学校	$143.9~\mathrm{m}^2$	夏芝(ロール芝)
25	高井戸第四小学校	$142.5~\mathrm{m}^2$	夏芝(張り芝)

# ③学校 ビオトープ設置工

左庄	中标学长			植栽内	内 訳		
年度	実施学校	規模	つる植物	樹木	草本	芝等	
21	実績なし	_		_		_	
22	実績なし	_		_	_		
00	大宮小学校	14 ㎡ (内、池 6.7 ㎡)	0 株	低木6本	56 株	0 m²	
23	高井戸第四小学校	21.3 ㎡ (内、池 21.3 ㎡)	0 株	0本	30 株	0 m²	
24	桃井第三小学校	76.8 ㎡ (内、池 8.9 ㎡)	0 株	0本	0 株	0 m²	
25	実績なし	_	_	_	_	_	

# ④学校 屋上・壁面緑化工事

年度	実施学校	緑化の場所	規模
	西田小学校	屋上(増設)	282.00 m²
0.1	井荻小学校	壁面	718.00 m²
21	高井戸第四小学校	壁面	260.00 m²
	松庵小学校	壁面	76.40 m²
	松溪中学校	屋上	312.10 m²
22		壁面	27.40 m²
22	天沼小学校	屋上	353.20 m²
		壁面	182.60 m²
23	井草中学校(校舎棟)	屋上	276.00 m <sup>2</sup>
24	永福小学校	壁面	49.30 m²
25	高井戸第二小学校	屋上	207.00 m²

# ⑤公共施設 接道部緑化工事

年度	実施施設	規模	植栽内訳			
平皮	及		中・高木	低木	地被	つる植物
1.4	科学館	114.9m	383 本	_	_	_
14	浜田山保育園	29.6m	93 本	_	120 株	1本

※15 年度以降実績なし

### ⑥保育園 園庭緑地化工事

年度	実施保育園	規模	植栽内訳	
10	井草保育園	$32.4~\mathrm{m}^2$	赤クローバー ブルーベリー バーベナ他	
18	善福寺保育園	$22.4~\mathrm{m}^2$	イワダレソウ タマリュウ バーベナ他	
10	阿佐谷東保育園	39.3 m²	タマリュウ ペチュニア他	
19	19 阿佐谷北保育園 42.6 ㎡		タマリュウ ウバメガシ他	
20	宮前保育園	$37.6 \text{ m}^2$	セイヨウイワナンテン ヒペリカム他	
20	荻窪南保育園	$22.4~\mathrm{m}^2$	ダイカンドラ ナデシコ他	
21	井荻保育園 39.		キンモクセイ マンリョウ他	
21	西荻北保育園	$24.4~\mathrm{m}^2$	フイリサカキ ガザニア ダイカンドラ	
22	上荻保育園	7.6 m²	カイズカイブキ ヒペリカム・カリシナム	

※23 年度以降実績なし

# ⑦公共施設 屋上・壁面緑化工事

年度	実施施設	緑化の場所	規模
18	荻窪南第一自転車駐車場	壁面	$32.54~\text{m}^2$
今川図書館・ゆうゆう今川館		壁面	99.00 m²
19	区営本天沼二丁目第三アパート	屋上	75.00 m²
	杉並福祉事務所高井戸事務所	壁面	20.00 m²
20	高円寺南保育園	屋上	110.90 m²
	座・高円寺 (倉庫)	屋上	33.80 m²
21~24	実績なし	_	_
25	大宮前体育館	屋上	2136.00 m <sup>2</sup>

## ⑧学校・公園 落ち葉溜設置工事

年度	箇所数	設置場所	
21	3	方南小、堀之内小、和泉中	
22	3	井荻中、大宮中、馬橋小	
23	1	四宮小	
24	_	実績なし	
25	_	実績なし	

#### ◇みどりを育てる

<第4-2-14表> みどりの育成協定の指定状況

年度	拉学粉	協定数		/⊞·⟨△ <del>᠆</del> ╁╴Жт	内訳	
十段	励足剱	新規	継続	供給本数	高・中木	低木
21	1件	0 件	1件	0本	0本	0 株
22	2 件	1件	1件	75 本	0本	75 株
23	2 件	0 件	2 件	50 本	0本	50 株
24	2 件	0 件	2 件	87 本	0本	87 株
25	0 件	0 件	0 件	0件	0 件	0件

敷地面積 1,000 ㎡以上の住宅団地などを所有する方(または管理者)と結ぶ協定で、区が苗木の供給、 あっせんなどを行います。協定期間は 5 年間です。

#### <第4-2-15表> 緑地協定の内容

助成金

1年間当たり

20 円/㎡

交付限度額: 200,000 円

1街区以上の地区で積極的に緑化やみどりの保全を進めようとする場合、その地区内の土地所有者など全員の合意により結ぶ協定(都市緑地法)で、区がみどりの保全・育成に対する支援を行います。

#### <第4-2-16表> 緑地協定認可状況

<名 称> パークシティ浜田山緑地協定

<面 積> 約6.5ha

<公 告 日> 平成21年1月21日

<効力発生日> 平成21年3月6日

<期 間> 効力発生日から 20年

<所 在 地> 高井戸東一丁目地内

#### <第4-2-17表> みどりの新聞「みどりとひと」の発行

発行番号	発行年月日	主な内容		
160 号	平成 25 年 7 月 21 日	都市のみどりを守るフォーラム 2013、みどりの実 態調査の報告、みどりのイベント 2013		
161 号	161号 平成 26 年 2 月 20 日 「みどりのボランティア杉並」第 10 期会員募 落ち葉感謝祭 2013、「山葉名いこいの森」開記			

みどりのボランティア杉並との協働で編集・発行しています。

### <第4-2-18表> みどりのイベント等の開催

開催日	名称(会場)	ボランティア等によるイベント出展数・活動等
平成 25 年 5 月 18 日	みどりのイベント <b>2013</b> (柏の宮公園)	20イベント(竹細工や木の実のアクセサリー、冒険遊び場ほか)
平成 25 年 11 月 30 日	落ち葉感謝祭 2013 (中杉通り、井草森公園ほか 7ヶ所)	落ち葉掃き (全9会場) 中杉通り(堆肥作りデモンストレーション) 井草森公園 (落ち葉プール、工作等)

# <第4-2-19表> みどりの講座実施内容

		実施日	内容	講師	参加者数
講	座	平成 25 年 11 月 24 日	丸太の輪切りを使ったク リスマスリースづくり	グリーンアドバイザー 吉野 華惠	25 名
п <del>П</del>	产	平成 26 年 3 月 1 日	ハンギングバスケットづく り	グリーンアドバイザー 吉野 華惠	20 名

### <第4-2-20表> みどりの相談所相談件数

年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
相談件数	353件	378 件	298 件	282 件	234 件

### <第4-2-21表> みどりの基金積立実績

区分	積立金額 (平成 24 年度末現在)	平成 25 年度	積立金額 (平成 25 年度末現在)
寄附	(228件) 15,759,498円	(21件) 2,868,787円	(249件) 18,628,285円
一般財源	52,000,000 円	0 円	52,000,000 円
基金利子	2,491,655 円	85,862 円	2,577,517 円
合計	70,251,153 円	2,954,649 円	73,205,802 円
取崩し	△48,157,001 円	△7,470,500 円	△55,627,501 円
年度末 現在高	22,094,152 円	_	17,578,301 円

# (3) 自然環境の保全

# <第4-3-1表> 自然観察会の開催状況

実施日	テーマ	テーマ 場所	
平成 25 年 5 月 30 日	自然への招待 〜身近な自然に学ぶ〜	野川公園	24 人
平成 25 年 8 月 9 日	夏の昆虫観察会	善福寺公園	27 人
平成 25 年 9 月 20 日	鳴く虫を感じよう	和田堀公園他	50 人
平成 26 年 2 月 22 日	早春の野鳥観察	善福寺公園	42 人

# <第4-3-2表> 会報「すぎなみのまちと自然」発行状況

発行番号	発行年月	主な内容
第111号	平成 25 年 4 月	春の昆虫、春の野草
第 112 号	平成 25 年 6 月	夏の野草
第 113 号	平成 25 年 9 月	杉並区内でよく見られるクモ
第 114 号	平成 25 年 11 月	杉並区内で冬によく見られる鳥
第115号	平成 26 年 1 月	杉並区内で冬によく見られる水鳥

# 5 環境美化

### (1)環境美化の推進

#### <第5-1-1表> あき地・あき家等に関する相談件数、除草機具貸出の実績

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
相談件数	あき地管理	87 件	64 件	47件	47件	49 件
	あき家管理	103 件	88 件	109件	112 件	111 件
	美化の推進等	43 件	20 件	23 件	61 件	56 件
機具貸出	動力草刈機	2 台	3 台	1台	0台	0台

### <第5-1-2表> 地域清掃活動参加団体・参加者数

年度	参加団体(個人)数	参加延べ人数
21	151	9,755 人
22	176	13,562 人
23	178	16,751 人
24	90	15,605 人
25	94	15,683 人

# (2) ねずみ等の防除

### <第5-2-1表> ねずみ駆除の相談指導実績

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
駆除相談件数	597 件	536 件	617 件	537 件	437 件

#### <第5-2-2表> カラス対策対応件数

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
巣の撤去	151 件	148 件	89 件	68 件	57件
ヒナの捕獲	13 件	32 件	29 件	33 件	25 件
相談出動件数※	141 件	67 件	121 件	94 件	103件
合計	305 件	247 件	225 件	195 件	185件

<sup>※「</sup>巣の撤去」「ヒナの捕獲」に伴う出動件数を除く

<第5-2-3表> 衛生害虫等の防除に関する相談指導実績

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
電話相談件数		853 件	689 件	1,298 件	1,392 件	1,043 件
ユスリカ幼虫	神田川	-	-	-	-	-
駆除用薬剤の散布	善福寺川	-	2カ所	-	-	-
	妙正寺川	-	-	-	-	-
111手/4-米/-	スズメバチ	234 件	223 件	293 件	259 件	200 件
出動件数 (駆除·相談) ※	アシナガバチ	180 件	75 件	88 件	112 件	83 件
	その他(ハチ、ハ エ、カなど)	58 件	30 件	6件	3件	0件

<sup>※</sup>駆除はスズメバチを対象とする

〈第5-2-4表〉 みどりの病害虫防除に関する相談指導実績

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
樹木の害虫図	方除等の相談	55 件	22 件	91 件	69 件	47 件
防除機具の 貸出し	エンジン スプレー	5 台	8台	6 台	9 台	5 台
	肩掛 スプレー	2 台	3台	1台	2 台	3 台

## (3) 浸水家屋等の消毒

<第5-3-1表> 浸水家屋等消毒の実績

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
消毒剤散布件数	9件	1 件	2 件	0 件	38 件

## (4)吸い殻の散乱状況

※平成 10 年から阿佐谷中杉通りと高円寺高南通りでごみの散乱状況調査を行っており、その平均値を 基準に、路上禁煙開始前後で比較した結果

<第5-4-1表> 吸い殻の散乱状況

路上禁煙開始前	場	所
47 上示注	中杉通り	高南通り
10年9月~ 15年3月の平均	1,639 本	696 本

路上禁煙開始後	場	所
<b>始上宗庭</b> 開始後	中杉通り	高南通り
19 年度調査の平均値	193 本(88%減)	124本(82%減)
20 年度調査の平均値	72 本(96%減)	128 本(82%減)
21 年度調査の平均値	75 本(95%減)	108本(84%減)

路上禁煙地区	場 所(各駅周辺2箇所)					
6 駅	荻窪駅	阿佐谷駅	高円寺駅	西荻窪駅	上井草駅	高井戸駅
22 年度調査の平均値	32 本	98 本	74 本	37 本	70 本	50 本
23 年度調査の平均値	54 本	99 本	82 本	61 本	39 本	56 本
24 年度調査の平均値	40 本	71 本	72 本	40 本	11 本	57 本
25 年度調査の平均値	27 本	31 本	93 本	54 本	8本	44 本

※平成22年10月から計測場所を路上禁煙地区6駅に拡大した

## (5) 歩行喫煙者調査

※区内 JR 4 駅、西武新宿線上井草駅、京王井の頭線高井戸駅周辺で、路上禁煙開始前後に同じ条件のもと、朝の通勤時間帯に歩きたばこ(歩行喫煙者)を定点観測した結果

<第5-5-1表>歩行喫煙者調査

※ 平成22年10月から調査地点変更

▽第5	<b>第5-5-1表&gt;歩行喫煙省調査 ※ 平成 22 年 10</b> 月から調査地点多 				直地点爱史		
				駅	名		
		西荻窪	荻 窪	阿佐ヶ谷	高円寺	上井草	高井戸
路買	15年4月	91 人	399 人	141 人	147 人		
路上禁煙開始前	16年6月					123 人	
煙	16年8月						184 人
路	17 年度 調査回数 1 回	6人	21 人	9人	42 人	36 人	27 人
上禁	18 年度 調査回数 2 回平均	6人	25 人	16 人	44 人	26 人	20 人
煙	19 年度 調査回数 2 回平均	3 人	13 人	6人	28 人	12 人	7人
始	20 年度 調査回数 2 回平均	2 人	10 人	5人	26 人	21 人	7人
後	21 年度 調査回数 1 回	1人	9人	10 人	19 人	12 人	3 人
	21 年度 調査回数 2 回平均	2 人	7人	3 人	11 人	8人	3 人
過 料	22 年度 調査回数 4 回平均	2 人	6人	5 人	10 人	12 人	2 人
徴収開	23 年度 調査回数 4 回平均	3人	5人	2 人	7人	9人	3 人
始後	24 年度 調査回数 4 回平均	5 人	9人	6人	9人	5人	7人
	25 年度 調査回数 2 回平均	6 人	6 人	5人	6 人	10 人	0人

## ◇ 環境行政年表 ◇

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1949 (昭 24) ~ 1966 (昭 41)	<ul> <li>第1号区立公園の荻窪公園開園 (昭和12年8月)</li> <li>関根文化公園開園(昭和25年4月)</li> </ul>	・東京都で全国初めて「工場公害防止条例」制定(昭和24年) ・東京都清掃条例公布(昭和29年) ・14号地(夢の島)ごみ埋立処分場埋立開始(昭和32年) ・公害部を設置(昭和35年) ・都立善福寺公園開園(昭和36年) ・東京にスモッグが連続発生し、社会問題化(昭和37年) ・都立和田堀公園・善福寺緑地公園開園(昭和39年)	・水俣病患者はじめて発生(昭和28年) ・「工場排水規制法」「水質保全法」制定(昭和33年) ・四日市ぜんそく患者多発(昭和36年) ・「ばい煙規制法」公布(昭和37年) ・阿賀野川流域で水俣病患者発見(昭和40年) ・安中にイタイイタイ病患者発見(昭和41年)
1967 (昭 42)		<ul><li>・杉並清掃工場都市計画事業決定 (5月)</li><li>・上記事業決定に住民側が取消し訴訟を提起(7月)</li></ul>	<ul><li>・新潟水俣病、四日市ぜんそく被害者 訴訟提起(3月)</li><li>・「公害対策基本法」公布(3月)</li></ul>
1968 (昭 43)		・東京都公害研究所設立(4月) ・東京電力と公害防止協定締結 (9月)	<ul><li>・冨山イタイイタイ病被害者訴訟提起 (3月)</li><li>・「大気汚染防止法」「騒音規制法」の 公布(6月)</li></ul>
1969 (昭 44)	・杉並区建築部に公害課を新設 (4 月)	<ul> <li>・「騒音規制法」「工場公害防止条例」及び「騒音防止条例」が事務委任される。(4月)</li> <li>・「東京都公害防止条例」公布(7月)</li> <li>・大気汚染コントロールセンター設置</li> </ul>	<ul> <li>・硫黄酸化物に係る環境基準の閣議決定(2月)</li> <li>・「公害白書」閣議決定(5月)</li> <li>・水俣病患者訴訟、大阪国際空港騒音訴訟提起</li> <li>・「公害に係る健康被害に関する特別措置法」の公布(12月)</li> <li>・東京都、神奈川県、川崎市で「広域大気汚染防止に関する協定」(12月)</li> </ul>
1970 (昭 45)	・杉並区公害レポートを発行 (2月) ・杉並区「立正高校」光化学スモッグ被害発生(7月) ・杉並区公害対策協議会の結成(9月)	・都立衛生研究所と世田谷区役所前にてオキシダント注意報、警報の発令体制(7月) ・「公害都議会」(昭和45年第2回都議会臨時会)が開かれる。公害問題について集中審議が行われる。(8月) ・オキシダント注意報、警報の前日予報体制確立(8月) ・東京都公害局設置(10月)	・一酸化炭素に係る大気環境基準設定 (2月) ・公共用水域の環境基準決定(4月) ・新宿牛込柳町で鉛公害発生(5月) ・「公害紛争処理法」の公布(6月) ・田子ノ浦へドロ公害表面化 ・中央公害審査委員会(公害等調整委員会の前身)発足(11月) ・第64回臨時国会(公害国会)で公害関係6法律制定、「公害対策基本法」等公害関係14法の制定・改正(12月) ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 (旧清掃法の全部改正)公布(12月)
1971 (昭 46)		・「都民を公害から防衛する計画」公表 (1月) ・「東京都公害監視委員会」発足 (4月) ・都知事、都議会で「ゴミ戦争宣言」 (9月)	・騒音に係る環境基準を設定(5月) ・「悪臭防止法」公布(6月) ・環境庁発足(7月) ・中央公害対策審議会発足(9月) ・水質汚濁に係る環境基準告示(12月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1972 (昭 47)	・杉並区公害監視委員会発足 ・区民部に環境課設置(4月) ・児童交通公園開園(4月) ・公害測定室を区庁舎敷地に建設 (6月) ・緑化基本調査	<ul> <li>「東京都清掃条例」公布(3月)</li> <li>・「東京における自然の保護と回復に関する条例」公布(10月)</li> <li>・「東京地域公害防止計画」制定(12月)</li> </ul>	<ul> <li>・初の「環境白書」を発表(5月)</li> <li>・国連人間環境会議ストックホルムで開催一人間環境宣言-(6月)</li> <li>・「自然環境保全法」の公布(6月)</li> <li>・環境週間の設置</li> <li>・「公害等調整委員会設置法」公布(7月)</li> <li>・「自動車排出ガスの量の許容限度」(48年度規制)の告示(12月)</li> </ul>
1973 (昭 48)	・「みどりの条例」制定(10月) ・「神田川水系水質監視連絡協議 会」(杉並、中野、新宿、文京、 千代田、中央の6区)発足 (11月)	・中央防波堤内側ごみ埋立処分場埋立開始(12月)	・大気汚染に係る環境基準(二酸化窒素、光化学オキシダント)の設定(5月)・「環境週間」を全国的に実施(6月)・「都市緑地保全法」公布(9月)・「瀬戸内海環境保全臨時措置法」の公布(10月)・「公害健康被害補償法」の公布(10月)・航空機騒音に係る環境基準の設定(12月)
1974 (昭 49)	・組織改正により環境部環境課、 公害課となる。(4月) ・杉並区公害レポート〜杉並区の 公害〜刊行(この号より年1回 年報形式となる) ・資源再利用事業を都の補助金を 受け開始(10月) ・「ユスリカ対策専門委員会」発 足(中野、新宿、文京、中央、 千代田、杉並、豊島、板橋、練 馬の9区)(10月)	・分別収集(週1回、不燃・焼却不適ごみ)23区で実施 ・東京都史上初の「光化学スモッグ警報」発令 ・杉並清掃工場建設について和解成立(11月)	<ul><li>・国立公害研究所の発足(3月)</li><li>・酸性雨の被害発生</li><li>・「大気汚染防止法」の一部改正(総量規制の導入)(6月)</li></ul>
1975 (昭 50)	・中央自動車道高井戸ランプ問題で五者協議発足(5月)	・「環状七号道路の自動車公害等に対する対策会議」(環七対策会議)発足(6月) ・東京都「光化学スモッグ警報」発令(7月)	・PCB についての水質汚濁に係る環境 基準・排水基準の決定(2月) ・江東区、江戸川区を中心に六価クロ ム問題発生(7月) ・新幹線騒音に係る環境基準の設定 (7月) ・絶滅の恐れのある野生動植物の種の 国際取引きに関する条約(ワシントン条約)発効(7月) ・世界の文化遺産及び自然遺産の保護 に関する条約(通称世界遺産条約) (12月) ・特に水鳥の生息地として国際的に重 要な湿地に関する条約(通称ラムサール条約)(12月)
1976 (昭 51)	<ul><li>・中央自動車道、放射 5 号線問題で五者協議会確認(4月)</li><li>・中央自動車道の大気汚染、騒音測定の実施について日本道路公団と協定(4月)</li></ul>		・「騒音規制法」公布(6月) ・セベソ事件(農薬工場の事故による ダイオキシン禍、住民が町を放棄) (7月) ・硫黄酸化物総量規制の実施(9月)
1977 (昭 52)	• 緑化基本調査	・環状七号線沿道住宅防音工事助成開始(2月) ・中央防波堤外側埋立処分場埋立開始(10月)	・公害防止条例に基づく悪臭に係る規制基準(3点比較式臭袋法による)設定(3月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1978	· 杉並区鉄道被害住民意識調査報	<ul><li>杉並清掃工場建設工事協定成立</li></ul>	•「隅田川水系浄化対策連絡協議会」
(昭 53)	告書作成(1月)	(1月)	(中央、台東、墨田、江東、北、荒
	・環境週間行事として、講演と映	・「東京都における環境アセスメント	川、板橋、練馬、足立の 9 区発足)
	画の会を実施、区報公害特集号	を考える委員会」環境アセスメン	(4月)
	の発行(6月)	ト制度について答申(1月)	・二酸化窒素の環境基準(改定)環境
	• 杉並区自動車駐車場公害防止指	・「東京地域公害防止計画」後期 5	庁告示(7月)
	針を制定(8月)	か年を改定(3月)	・東京都心の大型貨物自動車等土曜日
	・近隣騒音住民意識調査報告書を 作成(11月)	・「光化学スモッグ緊急時の発令基準 値」改正(4月)	夜間の交通規制実施(9月)
1979	<ul><li>・杉並区衛生試験所着工</li></ul>	・日本化学工業と「六価クロム鉱滓	・「日本環境会議」東京で開く。「日本
(昭 54)	• 工場等公害対策基礎調查報告書	処理に係る協定書」を締結(3月)	環境宣言   発表 (6月)
( ) = -,	作成(3月)	・環七対策会議、環七」沿道環境整	・「琵琶湖富栄養化防止条例」公布(10
	· 杉並区悪臭判別者設置要綱作成	備構想決定(8月)	月)有リン合成洗剤追放運動全国的
	(4月)	・環状七号線沿道住宅防音工事助成	な広がりへ
	•地下鉄振動被害住民意識調査(9	打切り(12月)	
	月)		
	・杉並清掃工場認可(10月)		
1980 (昭 55)	・「杉並区有リン合成洗剤使用中	•「東京都環境影響評価条例」公布	・「幹線道路沿道整備法」公布(5月)
(66 59)	止方針」決定(3月) ・「特別区公害行政 10年のあゆみ」	(10月)	・ラムサール条約が我が国について発
	を特別区公害主管課長会が刊	・「公害局」の名称を「環境保全局」	効(10月) ・ワシントン条約が我が国について発
	行(3月)	に (12月)	効 (10 月)
	<ul><li>・指定作業場実態調査(5~7月)</li></ul>		×31 (10 /3)
1981	・杉並区衛生試験所発足(公害分	・「産業廃棄物処理計画」策定(3月)	・窒素酸化物総量規制、東京、神奈川、
(昭 56)	析業務を含む)(4月)	・「東京都緑のマスタープラン」策定	大阪で導入決まる(5月)
	・大田黒公園開園(10月)	(3月)	・瀬戸内、伊勢湾、東京都の三閉鎖性
			水域の水質総量規制を実施(7月)
1982	• 緑化基本調査	<ul><li>東京湾富栄養化対策指導指針を策</li></ul>	・川崎公害訴訟提起(3月)
(昭 57)		定 (5月)	・安中公害訴訟で農民側勝訴(3月)
		・杉並清掃工場操業協定締結(10月)	・国連ナイロビ会議、ケニアで開催(5
			月)
			・ばいじん排出基準の規制強化(5月) ・湖沼の窒素及びりんに係る環境基準
			の設定(12月)
1983	<ul><li>・河川生物調査報告書「杉並区河</li></ul>	- - ・杉並清掃工場本格操業開始(1月)	・環境庁の地下水調査で有機塩素系化
(昭 58)	川の生物」発行(3月)	・環状七号線、沿道整備道路に指定	学物質による地下水汚染が判明
	·杉並区行政実態調査「近隣公害」	(11月)	(8月)
	実施(7月)		・廃乾電池による水銀汚染問題化
			・田子ノ浦ヘドロ公害訴訟、東京高裁
			で和解成立(11月)
1984	•「杉並区緑化基本計画」策定	・放射5号線高井戸ランプ付近の一	•「湖沼水質保全特別措置法」公布
(昭 59)	(3月)	部区間(環八通り~冨士見丘通り)	(7月)
	・自動車駐車場実態調査(6月~7 月)	<ul><li>の供用開始(5月)</li><li>・新宿副都心リサイクルセンター運</li></ul>	・「'84 世界湖沼環境会議」開催(滋賀) (8月)
	•「杉並区自然環境調査実施要綱」	・ 新伯副都心リサイクルセンター連   転開始(10 月)	・「環境影響評価の実施について」閣議
	制定(8月)	・「東京都緑の倍増計画  策定	決定(8月)
	・環七沿道整備で「杉並環七協議	(11月)	
	会」発足(10月)		
1985	・自然環境調査(昭和 60 年~62	・5 月の第二土曜日を「東京都みど	・「オゾン層の保護のためのウィーン条
(昭 60)	年)	りの日」とすることに決定し公告	約」を採択(3月)
	・馬橋公園開園(3月)	(3月)	

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1986 (昭 61)	<ul> <li>・中央自動車道高井戸インターチェンジ浅間橋出口ランプ開通(3月)</li> <li>・組織改正により、環境課と公害課を統合し、杉並区都市環境部環境保全課となる(4月)</li> <li>・蚕糸の森公園開園(5月)</li> </ul>	<ul> <li>・メタノール自動車の都内走行試験を開始(1月)</li> <li>・玉川上水に清流復活(8月)</li> <li>・「公害防止条例」一部改正(音響機器等の使用制限)を公布(10月)</li> <li>・都区協議会「都区制度改革の基本的方向」取りまとめ(2月)</li> </ul>	・安中公害訴訟和解に合意し、「公害防 止協定」締結(9月)
1987 (昭 62)	<ul><li>・「東京都市計画杉並区環7沿道整備計画」決定(1月)</li><li>・緑化基本調査</li></ul>	・東京都環境管理計画策定(10月) ・「'87東京都緑の倍増計画」策定 (12月)	・環境開発に関する世界委員会 (WCED)が報告書「われら共通の 未来(Our Common Future)」を発 表し「持続可能な開発(Sustainable Development)」の考え方を提唱 (4月) ・「絶滅の恐れのある野生動物の譲渡の 規制等に関する法律」公布(ワシン トン条約国内法制定)(6月) ・「公害健康被害補償法」一部改正(大 気汚染地域指定の解除)(9月) ・「オゾン層を破壊する物質に関するモ ントリオール議定書」を採択(9月)
1988 (昭 63)	<ul> <li>・「杉並区自然環境調査報告書」発行(3月)</li> <li>・写真集「すぎなみの街と自然」発行(3月)</li> <li>・塚山公園(みどりの相談所)開園(3月)</li> <li>・バードサンクチュアリー整備調査(4月~元年3月)</li> </ul>	・東京地域公害防止計画改訂(3月) ・ごみ収集にメタノール自動車を試験導入(5月) ・「大気汚染防止法」小型ボイラー等 の規制対象外の中小発生源に対し、独自の指導基準を設定(6月)	・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(フロン規制法)」公布(5月)・環境庁、ディーゼル乗用車の NOX規制強化(約30%低減)を決定(6月)・ウィーン条約及びモントリオール議定書に加入(9月)
1989 (平成元)	<ul><li>・「第二次河川生物調査報告書」 発行(3月)</li><li>・トンボの園生息調査(4月~2 年3月)</li></ul>	<ul> <li>・千川上水に清流復活(3月)</li> <li>・ごみ減量キャンペーン(Tokyo SLIM)の展開(6月)</li> <li>・東京都における地球環境問題への取組方針の策定(11月)</li> <li>・「みどりのフィンガープラン」策定(12月)</li> </ul>	・トリクロロエチレン等を水質汚濁防 止法規制対象物質に追加(3月) ・環境庁善福寺公園を「ふるさといき ものの里」に選定する(4月) ・「水質汚濁防止法」の一部改正により 有害物質の地下浸透禁止(6月) ・「大気汚染防止法」を改正し、石綿粉 じんの規制(6月)
1990 (平 2)	・動植物生息状況調査(平成2年度~4年度)	(10月) ・東京都自動車交通量対策推進本部 を設置、冬季自動車交通量対策を 開始(10月)	・モントリオール議定書第2回締約国会合(ロンドン)においてモントリオール議定書を修正、フロン等の全廃を決定(6月)・「水質汚濁防止法」改正(生活排水対策が追加される)(6月)・国、地球温暖化防止行動計画を策定(10月)・厚生省ダイオキシン類発生防止案ガイドライン作成(12月)
1991 (平 3)	<ul> <li>・「リサイクル都市杉並の創造」 発行(2月)</li> <li>・杉並区集団回収事業開始(10月)</li> <li>・「リサイクル報」発行開始(12月)</li> </ul>	・第1回東京ごみ会議開催(1月)・「ごみ減量化行動計画」策定(10月)	・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布(モントリオール議定書の改正などを受けた規制強化等)(3月)・「再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)」公布(4月)・環境庁「土壌の汚染に係る環境基準について」告示(8月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1992 (平 4)	・杉並区リサイクル推進委員会設置(3月) ・都市環境部にリサイクル担当課長設置(4月) ・集団回収実施団体の報奨金支給事業が東京都から移管(7月) ・緑化基本調査の実施 ・杉並区コンポスト容器購入費助成開始(7月) ・「杉並区河川水質分析データ集(昭和57年~平成3年)」発行(9月)	・第2回都区協議会「リサイクルの都区の役割分担」合意(2月) ・「東京都地球環境保全行動計画」策定(5月) ・「東京都環境学習基本方針」策定(5月) ・「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」公布(清掃条例全面改正)(6月) ・資源ごみ収集モデル事業実施(10月)	・有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーセル条約発効(5月) ・気象変動に関する国際連合枠組み条約採択(5月) ・生物多様性に関する条約採択(5月) ・「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」公布(6月) ・環境月間(6月)の設置(6月) ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車 NOX法)公布(6月) ・リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル)にて地球サミット(環境と開発に関する国連会議/UNCED)開催(6月) ・「デジェンダ21」採択(6月) ・「環境と開発に関するリオ宣言」(6月)
1993 (平 5)	<ul> <li>・「杉並区自然環境調査報告書(第2次)」発行(3月)</li> <li>・「すぎなみの生き物たち(すぎなみの生き物アンケート調査結果のまとめ)」発行(3月)</li> <li>・自然観察ガイドブック1「すぎなみの植物」発行(3月)</li> <li>・組織改正により、都市環境部から環境部となる。(4月)</li> <li>・リサイクルショップすぎなみ開設(9月)</li> </ul>	・「東京地域公害防止計画」策定 (3月) ・「東京都水辺環境保全計画」策定 (3月) ・「東京都環境学習計画」策定 (10月) ・「リサイクル推進計画ーリサイクル 型都市東京 23 区を目指して」策 定(11月)	・水質汚濁防止に係る環境基準の 15 項目が追加される (3月) ・ラムサール条約第5回締約国会議(釧路) 開催 (6月) ・「環境基本法」公布 (11月)
1994 (平 6)	<ul><li>・自然観察ガイドブック2「すぎなみの鳥」発行(3月)</li><li>・杉並区リサイクル協会設立(4月)</li></ul>	・「東京都環境基本条例」公布(7月) ・「東京都公害防止条例」改正(7月) ・「東京における自然の保護と回復に 関する条例」改正(7月) ・「東京都環境学習センター」開設 (11月)	<ul> <li>・気候変動に関する国際連合枠組み条約発効(3月)</li> <li>・地球環境東京会議(「東京宣言 1994」採択)(10月)</li> <li>・「環境基本計画」閣議決定(12月)</li> <li>・「国際生物多様性の日(12月 29日)」制定(国連総会)(12月)</li> </ul>
1995 (平 7)	・杉並区リサイクル推進計画(7~9年)策定(2月) ・自然観察ガイドブック3「すぎなみの昆虫・クモ」発行(3月) ・「第三次河川生物調査報告書」発行(3月) ・「杉並区大気汚染データ集(平成元年度~平成5年度)」発行(3月) ・動植物生息状況調査(7~9年度)	・「ごみ減量のための東京ルールを考える懇談会」設置(11月)	・気候変動に関する国際連合枠組み条約第1回締約国会議(ベルリン)開催(4月) ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)公布(6月) ・在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針を策定(12月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1996 (平 8)	・杉並区環境基本計画策定(2月) ・井草森公園開園(3月) ・井草森公園周辺環境モニタリン グ調査(7月) ・公害防止パンフレット「公害の ない快適な生活環境にむけて」 (10月) ・井草森公園周辺アンケート調査 (11月) ・事業系古紙リサイクルシステム スタート(12月)	・初の「東京都環境白書」発行(1月) ・七都県市低公害車指定制度発足(3月) ・杉並中継所操業開始(4月) ・「ごみ減量のための『東京ルール』 を考える懇談会」最終報告(8月) ・事業系ごみの全面有料化の実施 (12月)	・「大気汚染防止法」の一部改正公布(有害大気汚染物質対策の導入等)(5月) ・国のダイオキシン類に係る許容量の基準(体重1kg当たりの1日許容量)厚生省:耐容1日摂取量10pg(6月)環境庁:健康リスク評価指針5pg(12月)
1997 (平 9)	<ul> <li>・井草森公園周辺大気総合調査(1月)</li> <li>・杉並区環境基本条例公布(3月)</li> <li>・杉並区フロン回収事業開始(6月)</li> <li>・杉並区環境審議会発足(7月)</li> <li>・杉並区家庭用生ごみ処理機購入費補助開始(10月)</li> <li>・区施設の小型焼却炉使用中止(11月)</li> <li>・緑化基本調査</li> </ul>	・「東京都環境基本計画」策定(3月) ・「東京都環境基本計画」策定(3月) ・「東京都における新たな環境配慮制度のあり方」(総合環境アセスメント制度検討委員会)最終報告(4月) ・ペットボトル店頭回収開始(東京ルールⅢ)(4月) ・事業者向け再生品利用ガイドラインステップI策定(4月) ・古紙利用拡大緊急プラン策定(5月) ・「循環型社会づくり推進本部」設置(5月) ・「循環型社会づくり推進本部」設置(5月) ・「循環型社会づくり推進本部」設置(5月) ・「第回収モデル事業実施(東京ルールI)(6月) ・「ダイオキシン類削減のための緊急対策」実施(9月) ・東京都ダイオキシン類対策取組方針(11月) ・「東京都一般廃棄物処理基本計画」(東京スリムプラン21)策定(12月)	・ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン環境基準告示(2月) ・ダイオキシン類に係る大気環境指針 0.8pg(4月) ・環境影響評価法公布(6月) ・ダイオキシン類削減のため大気汚染防止法と廃棄物処理及び清掃に関する法律の施行令等の改正(8月)12月施行 ・気候変動に関する国際連合枠組み条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)開催(12月)
1998 (平 10)	・杉並区リサイクル推進計画(10~11年)策定(2月) ・「杉並区自然環境調査報告書(第3次)」発行(3月) ・「清潔で美しい杉並区をみんなでつくる条例」公布(10年6月1日施行)(3月) ・市民緑地「清水いこいの森」開設(3月) ・「すぎなみの生き物たち2(すぎなみのいきものアンケート調査結果のまとめ)」発行(3月)・(仮称)高円寺清掃事業所着工(6月)・(仮称)高井戸清掃事業所事務棟着工(10月) ・(仮称)高井戸清掃事業所車庫棟着工(10月)	・「東京地域公害防止計画」(9年~13年)」策定(2月) ・「東京都水環境保全計画」策定(3月) ・「地球環境保全東京アクションプラン」策定(3月) ・「東京都の保護上重要な野生生物種(都版レッドデータブック)」発行(3月) ・「アイドリング・ストップ取組方針」策定(4月) ・都市と市民の国際協力世界会議(エコパートナーシップ東京会議)」開催(5月) ・「小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱」策定(6月) ・事業系し尿等の有料化の実施(7月) ・「東京都の内分泌かく乱化学物質問題に対する当面の取組について(東京都環境ホルモン取組方針)」策定(7月) ・「エコロジー東京」策定(11月) ・「東京都公害防止条例」の一部改正(窒素・燐の排水基準設定)公布(11年4月1日施行)(12月)	・「地方自治法等の一部を改正する法律」公布(5月) ・「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」成立(5月) ・「外因性内分泌かく乱化学物質問題への環境庁の対応方針ー環境ホルモン戦略計画 SPEED'98-」策定(5月) ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の一部改正(省エネ改正法)公布(6月) ・騒音に係る環境基準告示(11年4月1日施行)(9月) ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定(10月) ・気候変動に関する国際連合枠組条約第4回締約国会議(ブエノスアイレス)開催(11月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1999	・「杉並区みどりの基本計画」策	・「東京エネルギービジョン」策定	・水質汚濁に係わる環境基準の一部改
(平 11)	定(3月) ・小型焼却炉使用状況調査(3月) ・「自然と遊ぼう・杉並の自然探索ガイドブック」発行(3月) ・市民緑地「成田西いこいの森」開設(3月) ・資源回収事業(東京ルールI) 本格実施(6月) ・杉並区分別収集計画策定(6月) ・集団回収を「報奨金のみ支給」事業に一本化する(7月) ・古布の拠点回収開始(9月) ・清掃事業所高井戸分室車庫竣工(10月) ・「杉並区リサイクルひろば高井戸」開設(11月) ・杉並区環境行動指針を考える区民フォーラム検討開始(10月) ・清掃事業所高井戸分室事務棟竣工(12月) ・清掃事業所高井戸分室事務棟竣工(12月) ・清掃事業所高井戸分室事務棟竣工(12月)	(3月) ・「東京都水マスタープラン」策定 (3月) ・玉川上水 (開渠部分) が歴史環境 保全地域指定 (3月) ・環境保全資金 (個人向け) 融資あ っせん制度創設 (4月) ・東京都ビル緑化検討会の提言を発表 (5月) ・杉並清掃工場 ISO14001 認証取得 (自治体の清掃工場としては全国 初)(6月) ・「環境方針」策定 (7月) ・ディーゼル車NO作戦展開(8月) ・「自動車使用に関する東京ルール」 策定 (12月)	正(2月) ・悪臭防止法施工規則の一部改正(3月) ・地球温暖化対策の推進に関する法律施行(4月) ・「環境影響評価法」施行(6月) ・環境庁と厚生省の合同専門課会議、ダイオキシンの耐用1日摂取量の見直しに関する報告書(6月) ・「ダイオキシン類対策特別措置法」成立(7月) ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」成立(7月) ・気候変動に関する国際連合枠組条約第5回締約国会議(ボン)開催(10月)
2000 (平 12)	・杉並区一般廃棄物処理基本計画 策定(2月) ・「杉並区ダイオキシン類の発生 抑制に関する条例」公布(3月) (12年6月1日施行) ・「杉並区の清掃事業」発行 (3月) ・清掃事業の区移管に伴う組織改 正により環境清掃部の設置 (4月) ・一般廃棄物分別収集計画(平月) ・緑化指導「緑化調整基準」改訂 (4月) ・特別保護樹林「貴重木」制度発 足(4月) ・特別保護樹林「貴重木」制度発 足(4月) ・杉並中継調査(6月、7月) ・杉並区神経所に関する環境点検調 査実施(6月、7月) ・杉並区神継調査(7月) ・杉並区環境行動針(区民・事業者編)策定(9月) ・杉並区環境で19月) ・杉並区環境で19月) ・杉並区般廃棄物処理基本ローション型社会」を割けて10月 ョン型社会」を割け(9月) ・わがまちクリーン大作戦事業開始(10月)	・東京都景観条例に基づき、玉川上 水が景観基本軸に指定(1月) ・東京都庁 ISO14001 認証取得 (2月) ・杉並清掃工場「環境報告書」発表 (2月) ・「東京都ダイオキシン類対策取組方 針」の改定(3月) ・清掃事業を特別区へ移管(4月) ・東京都清掃局の廃止、清掃事業環 境局所管へ(4月) ・「緑の東京計画」の策定(12月)	・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」完全実施(4月)・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」制定(5月)・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」制定(5月)・「循環型社会形成推進基本法」制定(6月)・「資源の有効な利用の促進に関する法律」の一部改正(6月)・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」制定(6月)・気候変動に関する国際連合枠組条約第6回締約国会議(ハーグ)開催(11月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2001 (平 13)	・杉並中継所に関する環境モニタリング調査実施(2、6,8,11月) ・リサイクルショップすぎなみ閉店(3月) ・「杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書」発行(3月) ・マイバッグ推進連絡会発足(6月) ・杉並ごみ会議開催(7月~10月) ・(仮称)環境・リサイクルセンター着工(9月) ・廃プラスチック分別収集モデル地区調査事業の実施(9月~11月) ・「杉並区の清掃事業」発行(10月) ・「塚境博覧会すぎなみ2001」開催(10月) ・「環境博覧会すぎなみ2001」開催(10月) ・杉並区清掃審議会から「杉並区一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」の中間答申(10月) ・「杉並区防鳥用ネット配布要綱」改正(11月)	・「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)施行(4月) ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」の改正(4月) ・「東京都緑のボランティア制度」発足(8月) ・「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)に基づく「化学物質の適正管理」及び「土壌・地下水の汚染の防止」に関する条項が施行(10月)	・「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」施行(4月) ・「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」告示(5月) ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOX 法)」の一部改正(6月)、施行(12月)、粒子状物質も対象となる。 ・都市緑地保全法の改正(緑化施設整備計画認定制度の創設等)(8月) ・気候変動に関する国際連合枠組条約第7回締約国会議(モロッコ)開催(10月)
2002 (平 14)	・杉並区環境審議会に対方について」を諮問(1月) ・杉並区環境基本計画のあり方について」を諮問(1月) ・杉並中継所に関する。8,11月) ・「杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書」発行(3月) ・「みどりのボランティア杉並」発足(3月) ・杉並区フロン回収事業終了(3月) ・杉並区担大ごみ受付センター開設(4月) ・杉並区担大ごみ受付センター開設(4月) ・杉並区共大ごみの夜間収集モデル事業の実施(6月) ・事業業の実施(6月) ・移並区環境審議会から「杉並区環境審議会から「杉並区環境審議会から「杉並区環境審議会が方について」の最合にであり、移立区では、7月)・集合住宅等ごみ収集対策の規則で、1月)・集合正及で表別をであり、1月)・移立区では、7月)・移立区では、7月)・移立区では、7月)・移立区では、7月)・移立区では、7月)・移立区では、7月)・移立区では、7月)・移立区では、7月)・移立区では、7月)・移立区では、7月)・移立について」の最終答申(7月)・	・「東京都廃棄物処理計画」策定 (1月) ・「東京都環境基本計画」策定(1月) ・「地球温暖化阻止!東京作戦」開始 (2月) ・在宅医療廃棄物(使用済み注射針) 回収モデル事業の実施(11月)	・「土壌汚染対策法」公布(5月)、施行は平成15年2月。 ・「杉並区における不燃ごみ中継施設健康被害原因裁定事件」について、公害等調整委員会の原因裁定(6月)・「京都議定書」の締結及び「地球温暖化対策推進法」の一部改正(6月)・「使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」公布(7月)・東京大気汚染公害訴訟(1次)判決(10月)・気候変動に関する国際連合枠組条約第8回締約国会議(ニューデリー)開催(10月)・騒音規制法等(振動、悪臭)三法の政令改正一地域の指定、規制基準等の設定権限、自動車騒音の常時監視等の特別区への移譲(12月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
年 2002 (平 14) 2003 (平 15)	・目玉模様等ごみ袋の実験(8月 ~9月)・「杉並の月)・みどりの基金」創設 (10月)・みどりの基金」創設 (10月)・みどりの実態調査実施 ・「屋上・壁面緑化助成制度」実施(10月)・「環境関心では、10月)・「環境関心では、10月)・「環境関心では、10月)・「環境関心では、10月)・「環境関心では、11月)・・大変に、11月)・・大変に、11月)・・大変に、11月)・・大変に、11月)・「杉並区環境では、11月)・「杉が、11月)・「ドイ)・「ドイ)・「ドイ)・「ドイ)・「ドイ)・「ドボード・「ドイ)・「ドボード・「ドボー	東京都の動き  ・東京の名湧水 57 選を選定 (1 月) ・「東京都環境影響評価条例」改正 (1 月) ・「都民の健康と安全を確保する環境 に関する条例施行規則」改正 (2 月) ・パーソナルコンピューターの自主 回収について業界と交渉。都内においては事業者が 100%回収することとなった (7 月)	国、国外、社会等の動き  ・「自然再生推進法」施行(1月) ・パーソナルコンピューターの製造等 の事業を行う者の使用済みパーソナ ルコンピューターの自主回収及び再 資源化に関する判断の基準となるべ き事項を定める省令の一部改正 (4月) ・玉川上水を史跡に指定(8月) ・家庭系パソコンのリサイクル制度開 始(10月) ・気候変動に関する国際連合枠組条約 第9回締約国会議(ミラノ)開催 (12月)
	・杉並区廃棄物の処理及び再利用 に関する条例改正(3月) ・「杉並区河川水質分析データ集 (平成4年度~平成13年度)」		

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2003	・ガソリンスタンドの炭化水素系	・ディーゼル車規制を開始(10月)	・新短期規制(自動車排出ガス規制)
(平 15)	物質排出防止設備(ベーパーリターン装置)の設置状況調査		の実施(10月) ・「エネルギー基本計画」策定(10月)
	(10月)		本本的画」 泉足(10万)
	・高円寺・阿佐ヶ谷駅周辺容器出		
	しモデル事業開始(10月)		
	・「環境博覧会すぎなみ 2003」開催(10月)		
	<ul><li>・自動車騒音の常時監視の実施</li></ul>		
	(11月)		
	<ul><li>・ガラス瓶リサイクル道路への資源提供(12月)</li></ul>		
	<ul><li>・児童館でペットボトル回収開始</li></ul>		
	(12月)		
	・第1回中学生ごみ会議開催 (12月~16年2月)		
2004	・杉並中継所に関する環境モニタ	・廃プラスチックの発生抑制・リサ	・都市緑地保全法改正(6月)
(平16)	リング調査実施(1、2、4、6,	イクルの促進について都廃棄物審	和印刷地区主运员工(0万)
	8, 10、12月)	議会が答申(5月)	
	・杉並区みどりの基金緑化活動助 成実施(2月)		
	報告書」発行(2月)		
	・杉並区転居廃棄物の持込みに係		
	■ る取扱要綱制定(2月) ・路上禁煙地区(西荻窪)の指定		
	(2月)		
	・緑化副読本「みどりとわたした		
	ち」全面改訂(3月) ・「プラスチック分別収集予定地		
	区不燃ごみ組成調査報告書」発		
	行 (3月)		
	・「杉並区民のアイデア・発意に よるごみ減量化の実現に向け		
	ての基礎的検討結果報告書」発		
	行 (3月)		
	・廃プラスチック分別収集モデル 事業(ケミカルリサイクル)の		
	事業 (グミカルリリイクル) ()   実施 (3月)		
	•「杉並区環境清掃審議会条例」		
	公布(3月)		
	・杉並区立すぎなみ環境情報館開設(4月)		
	・みどりのイベント 2004 の実施		
	(6月)		
	・「すぎなみ公園育て組」発足(7   月)		
	・「都市のみどりを守る」緊急フ		
	オーラム開催 (8月)		
	・柏の宮公園開園(10月) ・「環境博覧会すぎなみ 2004」開		
	催(10月)		
	・すぎなみ環境賞事業開始(10月)		
	・ペットボトル集積所回収モデル 事業開始(11 月)		
	・「杉並区生活安全及び環境美化		
	に関する条例」一部改正(委託、		
	代執行規定新設)(11 月)  ・杉並ごみ半減プラン策定(12 月)		
	・第2回中学生ごみ会議開催		
	(12月~17年2月)		
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2005	・杉並区みどりのベルトづくり計	7.777 HI - 77 C	<ul><li>「京都議定書」発効(2月)</li></ul>
(平17)	画策定(1月)		<ul><li>大気汚染防止法による揮発性有機化</li></ul>
	・杉並区みどりのリサイクル計画		合物の規制強化規定の施行(6 月、一
	策定(1月)		部は18年4月)
	・杉並中継所に関する環境モニタ		・クボタ旧尼崎工場従業員の家族や周
	リング調査実施(2、5, 8, 11月)		辺住民のアスベスト被害が公表され全
	・路上禁煙地区(上井草・高井戸)		国にアスベストに対する不安が広がる
	の指定(2月)		(6月)
	・カラス対策「黄色いごみ袋」使		・石綿障害予防規則が施行(7月)
	用実験開始(2月~8月)		・アスベスト問題への当面の対応を発
	・「杉並区地域省エネルギー等懇		表(7月、順次改訂)
	談会」発足(3月)		
	・杉並区みどりの基金緑化活動助		
	成実施(3月)   ・「杉並中継所搬入ごみ組成調査		
	報告書」発行(3月)		
	・可燃ごみの午前中収集強化		
	(4月)		
	・「プラスチック製容器包装分別		
	収集」区内 1/6 地区に拡大(4		
	月)		
	・環境管理システム構築支援補助		
	金制度の創設(4月)		
	・杉並区みどりの基本計画改定		
	(4月)		
	・みどりのイベント 2005 の実施		
	(5月)		
	・「リサイクル報」を拡充し、清		
	掃情報紙「ごみパックン」として		
	発行開始(5月)		
	・在宅医療廃棄物(使用済み注射		
	針)回収事業補助金交付要綱制定 (6月)		
	(6月)  ・杉並区分別収集計画改定(6月)		
	<ul><li>・17 年度清掃外部監査(6月~9)</li></ul>		
	月)		
	<ul><li>・オール東京喫煙マナーアップキ</li></ul>		
	ャンペーン (7月~8月)		
	・カラス対策「黄色いごみ袋」を		
	杉並区推奨可燃ごみ収集袋第1号		
	として認定(9月)		
	・「環境博覧会すぎなみ 2005」開		
	催(10月)		
	・「杉並区アスベスト飛散防止に		
	関する指導要綱」制定・施行		
	(11月)		
	・集団回収業者登録制度開始 (12月)		
	- (12 万) - ・第 3 回中学生ごみ会議開催		
	(12月~17年1月)		
	- 「杉並区アスベスト調査費補助		
	金交付要綱」制定・施行(12月)		
	・「黄色いごみ袋」モデル事業開		
	始(12月)		

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
年 2006 (平 18)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・23 区一部・務組合で初めての「一般廃棄物処理基本計画」策定(1月) ・「東京都廃棄物処理計画」策定(9月) ・ディーゼル車規制の基準値が強化される(4月) ・「特別区事務処理特例条例」を改正し、「大気汚染防止法」に基づく事務の一部(アスベストに係る届出等)について特別区に事務権限を委譲(4月) ・アスベスト成形板対策検討会設置(6月)	国、国外、住会等の動き ・石綿規制強化のため、大気汚染防止 法を改正。建築物、吹付け面積の規 模要件がなくなり、石綿含有の保温 材、断熱材なども対象となる(3月) ・労働安全衛生法施行令の改正・施行。 石綿を 0.1%超えて含有するものを 規制対象とし、代替困難な一部製品 を除き、石綿等の製造等が全面禁止 となる。(9月) ・石綿障害予防規則の改正・施行。封 じ込め又は囲い込み作業について 除去作業に準じた措置を行うこと となる。作業記録及び健康診断の結 果の記録の保存期間が延長され 40 年間となる。(9月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2007	・サミットストア成田東店におい	・全国初「アスベスト成形板対策マ	・「エネルギー基本計画(第二次計画)」
(平19)	て、レジ袋有料化実証実験を実	ニュアル」を作成(3月)	策定(3月)
	施(1月~3月)	· 東京都気候変動対策方針策定(6	・気候変動に関する政府間パネル
	・「杉並中継所搬入ごみ組成調査	月)	(IPCC) 第 4 次評価報告書統合報告
	報告書」発行(2月)	・「緑の東京 10 年プロジェクト」基	書公表(11月)
	・杉並中継所に関する環境モニタ	本方針策定(6月)	・環境省が「災害時における石綿飛散
	リング調査実施(2、5, 8, 11		防止に係る取扱いマニュアル」を作
	月)		成(8月)
	・「杉並区廃プラスチックサーマ		
	ルリサイクルモデル収集に伴		
	う組成調査報告書」発行(2月)		
	・「ごみ・リサイクルに関する区		
	民アンケート調査報告書」発行		
	(3月)		
	・「カラス対策ごみ集積所実態調		
	査報告書」発行(3月)		
	・みどりのイベント 2007 の実施		
	(5月)		
	・杉並区環境清掃審議会から「杉		
	並区一般廃棄物処理基本計画		
	の見直しについて」答申(7月) ・いなげや杉並新高円寺店におい		
	て、レジ袋有料化モデル事業を		
	実施(8月~11月)		
	<ul><li>可燃ごみ夜間収集モデル事業を</li></ul>		
	終了 (9月)		
	・オリンピック高井戸店食品フロ		
	アにおいて、レジ袋有料化モデ		
	ル事業を実施(9月~11月)		
	・すぎなみ省エネ作戦 Web サイト		
	・荻窪駅周辺での「黄色いごみ袋」		
	- 秋洼駅同辺での「東色いこみ級」 - モデル事業実施(10月)		
	・廃プラスチックサーマルリサイ		
	クルモデル事業を 42,000 世帯		
	に拡大(10月)		
	・資源の集団回収を2世帯から実		
	施できるよう登録要件を緩和		
	した(10月)		
	・「環境博覧会すぎなみ 2007」開		
	催(10月)		
	・杉並区一般廃棄物処理基本計画		
	素案公表(12月)		
	・第5回中学生ごみ会議開催(12		
	月~20年1月) ・「落ち葉感謝祭 2007」の実施 (12		
	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1		
	・みどりの実態調査実施		
	で グラス 密		

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2008 (平 20)	・杉並区一般廃棄物処理基本計画改 定(2月)	・環境基本計画 2008 策定 (3月) ・東京都環境確保条例改正 (7月)	・京都議定書第一約束期間(2008~ 2012)始まる(8月)
(+ 20)	<ul><li>・杉並中継所に関する環境モニタリ</li></ul>	* 宋尔即垛克催床未例以正(17月)	・第2次循環型社会形成推進基本計画
	ング調査実施(2、5, 8, 11月)		策定(3月)
	・我が家の省エネアイデア募集及び 優秀賞の決定(3月)		・「エネルギーの使用の合理化に関す る法律」改正(5月)
	・第5次杉並区自然環境調査報告書		・「地球温暖化対策の推進に関する法
	発行 (3月)		律」改正(6月)
	・消灯イベント「世界自然保護基金		
	(WWF) アースアワー」に日本 で唯一の自治体として参加(3月)		
	・いなげや杉並桜上水店において、		
	レジ袋有料化モデル事業を実施		
	<ul><li>(3月~)</li><li>・東田町バス通り商店会において、</li></ul>		
	レジ袋有料化モデル事業を実施		
	(3月~) ・大丸ピーコック久我山店において、		
	レジ袋有料化を実施(3月~)		
	・「杉並区レジ袋有料化等の取組の推		
	進に関する条例の施行(4月) ・廃棄物処理手数料の改定(4月)		
	<ul><li>廃プラスチックサーマルリサイク</li></ul>		
	ルを全域で実施(4月) ・プラスチック製容器包装とペット		
	ボトルの集積所回収を全域で実施		
	(4月)		
	・古紙早朝回収兼資源持ち去りパトロール(3台)を実施(4月)		
	・粗大ごみ収集の民営化。区内全域		
	1エリアでの回収開始(4月)		
	<ul><li>・みどりのイベント 2008 の実施(5 月)</li></ul>		
	・正用記念財団、清掃一組と杉並清		
	掃工場の建替に関する覚書締結 (10月)		
	・「環境博覧会すぎなみ 2008」開催		
	(10月)		
	・「落ち葉感謝祭 2008」の実施(12 月)		
	・第 6 回中学生ごみ会議開催 (12 月		
	~21年1月)		

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
年 2009 (平 21)	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	東京都の動き ・住宅用太陽エネルギー利用機器補助開始(4月)・東京都地球温暖化対策指針策定(6月)・東京における自然の保護と回復に関する条例(自然保護条例)改正(3月)	国、国外、社会等の動き ・太陽光発電システム設置補助開始 (1月) ・清掃一組評議会で杉並清掃工場建替 計画決定(3月) ・家電リサイクル法の改正により 対象が5品目になる(4月) ・PM2.5環境基準設定(9月)
2010 (平 22)	<ul> <li>・杉並区環境・省エネ対策実施プラン策定(2月)</li> <li>・杉並区景観計画策定(4月)</li> <li>・環境基本計画改定(5月)</li> <li>・みどりのイベント2010の実施(5月)</li> <li>・杉並区みどりの基本計画の改定(5月)</li> <li>・「すぎなみ省エネ展」開催(6月)</li> <li>・中学生環境サミット開催(7月~9月)</li> <li>・「落ち葉感謝祭2010」の実施(12月)</li> </ul>	・温室効果ガス排出総量削減義務と 排出量取引制度の開始(4月) ・緑確保の総合的な方針(5月)	・「エネルギー基本計画(第三次計画)」 策定(6月) ・「生物多様性基本法」施行(6月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2011 (平 23)	<ul><li>・化粧品のびんを不燃ごみから資源のびんへ(1月~)</li><li>・プラスチック製容器包装の残渣の一部 RPF 化(4月~)</li></ul>	<ul><li>・「東京都電力対策緊急プログラム」の策定(5月)</li><li>・「東京都廃棄物処理計画」改定(6月)</li></ul>	・東日本大震災 (3月) ・福島第一原子力発電所事故 (3月) ・環境影響評価法一部改正 (4月) ・環境教育等による環境保全の取組に
	・東日本大震災清掃職員等派遣支援 (5月)	<ul><li>・東京都省エネルギーの推進及びエネルギーの安定的な供給の確保に関する条例(7月)</li></ul>	関する法律(6月) ・電気事業法第27条による電気の使 用制限(7~9月)
	<ul><li>・みどりのイベント 2011 の実施(5月)</li><li>・第2回中学生環境サミット(5~9月)</li></ul>	・「2020 年の東京」策定(12 月)	・「電気事業者による再生可能エネル ギー電気の調達に関する特別措置 法」(8月)
2212	・「落ち葉感謝祭 2011」の実施(12 月)		// // // // // // // // // // // // //
2012 (平 24)	・粗大ごみの受付センター(杉並区コールセンターから環境整備公社へ)(1月) ・建替え工事のため、杉並清掃工場への搬入停止(~29年度)(1月末~) ・水銀体温計・水銀血圧計の拠点回収開始(区内4箇所で開始)(4月) ・インクカートリッジの拠点回収開始(区内4箇所で開始。プリンタートリッジ里帰りプロジェクト」に参加)(4月) ・プラスチック製容器包装の回収を委託化(資源回収が全て委託に)(4月) ・「みどりのイベント2012」の実施(5月) ・第3回中学生環境サミット(5~9月) ・「落ち葉感謝祭2012」の実施(12月) ・みどりの顕彰「後世にのこしたい杉並の屋敷林」実施・みどりの実態調査実施	・岩手県宮古市の災害廃棄物を稼働中の23区清掃工場で焼却開始(2月~) ・宮城県女川町の災害廃棄物を稼働中の23区清掃工場で焼却開始(3月~) ・東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針策定(5月) ・「生物多様性の保全に向けた基本戦略」策定(5月) ・宮城県石巻市の災害廃棄物を民間処理業者で受入開始(6月~) ・岩手県大槌町の災害廃棄物を民間処理業者で受入開始(7月~)	・第4次環境基本計画(4月) ・環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針(6月) ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始(7月) ・生物多様性国家戦略2012-2020(9月) ・地球温暖化対策のための税」施行(10月) ・都市の低炭素化の促進に関する法律(12月)
2013 (平 25)	・粗大ごみ金属部分の回収及び再資源化を開始(4月) ・一般廃棄物処理業等許可の申請、審査、許可証交付業務の協議会での23区一括処理開始(4月) ・第4回中学生環境サミット(4~9月) ・「みどりのイベント2013」の実施(5月) ・杉並区地域エネルギービジョン策定(6月) ・一般廃棄物処理基本計画改定(7月) ・「都市のみどりを守るフォーラム2013」開催(8月) ・小型家電15品目拠点回収開始(10月) ・市民緑地「山葉名いこいの森」開設(10月) ・環境基本計画改定(11月) ・「落ち葉感謝祭2013」の実施(11月)	・東京都環境影響評価条例改正 (3月)	<ul> <li>・PM2.5 注意喚起のための暫定的な指針(2月)</li> <li>・「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」改正(5月)</li> <li>・「大気汚染防止法」改正(6月)</li> </ul>

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2014 (平 26)	<ul> <li>・「なみすけのごみ出し達人(マスター)」の配信開始(26年1月)</li> <li>・施設再編整備計画策定(3月)</li> <li>・作業計画の見直し実施(前後半の作業計画)(4月)</li> </ul>	・「都民の健康と安全を確保する条例 (環境確保条例)」改正(3月)	
	<ul> <li>・不燃ごみの選別、金属分の回収及び資源化(4月)</li> <li>・蛍光管の適正処理及び資源化(4月)</li> <li>・協働提案制度(試行)~家庭から出る生ごみ減量施策の普及・拡大~(4月)</li> </ul>		



## 杉並区環境白書(資料編)

平成26年度版 平成26年9月発行

登録印刷物番号 26-0036

編集·発行 杉並区環境部環境課 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 電話(03)3312-2111(代表)

支えあい共につくる 安全で活力ぁるみどりの住宅都市 杉並